

平成24年度土幌町予算審査特別委員会議事録

平成24年3月16日

1 審査付託事件

- 議案第26号 平成24年度土幌町一般会計予算
議案第27号 平成24年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第28号 平成24年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第29号 平成24年度土幌町介護保険事業特別会計予算
議案第30号 平成24年度土幌町介護サービス事業特別会計予算
議案第31号 平成24年度土幌町簡易水道事業特別会計予算
議案第32号 平成24年度土幌町公共下水道事業特別会計予算
議案第33号 平成24年度土幌町農業共済事業特別会計予算
議案第34号 平成24年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

2 出席委員（11名）

秋間 紘一	細井 文次	和田 鶴三
服部 悦朗	出村 寛	大西 米明
飯島 勝	清水 秀雄	加藤 宏一
森本 真隆	中村 貢	

3 欠席委員（0名）

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄
代表監査委員	大風 昭次

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保険医療福祉センター長	山中 雅弘
会計管理者	太田 靖久	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	後藤 忠義	病院事務長	渡辺 博文
町民課長	伊賀 淑美	特養施設長	波多野 義弘
建設課長	土生 明美	子ども課長	寺田 和也
産業振興課長	堀江 博文	消防署長	星屋 尚司

6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	神野 光男	教育課長	柳谷 善弘
教育委員会参事	笠谷 直樹	高校事務長	金森 秀文
給食センター所長	成瀬 英二		

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 道端 雄伸

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 植田 廣幸 総務係長 仲山 美津子

9 議事録

(午後 1時30分)

質疑	秋間 委員長	それでは、昨日に引き続き予算審査特別委員会を再開します。 昨日は教育費の審議途中でありましたので、本日は教育費の審議から行います。それでは、教育長。
	神野 教育長	本年度の土幌高校の生徒の町内生が極めて少ないということの大西委員からの指摘でありました。私どももその実態を知ってちょっとびっくりしたところでありますけれども、極めて深刻であるというふう に厳しく受けとめなければならないというふうに思っています。したが いまして、今までの土幌高校の取り組みについて生徒募集の段階で 生徒あるいは保護者に説明をし、理解を求めてきたわけでありませ けれども、その内容が十分に理解をされていなかったことがこういう結 果になったのかなというふうに思いますし、今まで取り組んできた土 幌高校のいわゆる教育実践の取り組み、特色ある、あるいは魅力ある 取り組みとして学校でいろいろ検討いただいて取り組んできたわけ ありますが、その内容が町内生に理解を得られなかったということ ではないかというふうに思っていますので、今後につきましても学校と 十分協議をさせていただいて、町内生により魅力のある入学をして いただけるような、そういう学校づくりに努めていかなければなら ないというふうに思っている次第であります。具体的には、本年度高 等学校と中央中学校との連携を密にするということで教師相互に協 議の場を持つなどをしながら、今後具体的な取り組みを再検討して いきたいというふうに考えていますので、よろしくご理解いただき ますようお願い申し上げます。
	秋間 委員長 大西委員	11番、大西委員。 余り難しい答弁はもらおうと思っても無理な話です。いずれに しても、土幌の中央中の生徒が土幌高校に魅力がなくて上土幌高 校に10数名行ったということです。だから、上土幌高校では給食 は無料だとか、何とかかんとかといろいろな支援があるのだよと いっても、そればかりなのかなと。お金ではないのではないの かなと。この学校をつくって50数年たちますけれども、その当 初は農業後継者の教育という話で始まった話が、50数年たっ てきて本当に今農業後継者が土幌高校に行くことがよしとして いるのかなというのは、その当時は高卒が最終

学歴でまあまあでよかったのが、今はどうしても大学が最終学歴になる、そこまで行きたいという子供たちの希望が多いのだと思うのです。ですから、職業学校よりは普通科から大学をねらいたいというのが多いのだと思うのです。だから、給食を無料で食べさせてもらえとか、そういうこと以外にやっぱり自分の一生の進路ですから、やっぱり自分の希望に合ったところでないと。それは、今教育長の言われる、中高連携で理解をしてもらうと言うけれども、そしたら土幌中央中の生徒が何だかんだ土幌高校に行かなければ、無理くりでも入れなければならぬ、無理くりということはないですけれども、自分の一生の道を考えたときにやっぱりそれ無理あるのでないか、自由にやっぱり選択させるべきでないのかなと思うのです。それと、やっぱり大学ということで、今回も大学行く子供たちには奨学金だとかいろんな制度を設けて大学進学しやすい、これからは経済的に大変なところでも土幌高校に来れば奨学金で行けますよと、そしてまた地元に戻ってきて地元で産業、いろんなところにつくと、それは免除されますよということを前面に打ち出していないのが一番要因でないのか。何か知らぬけれども、農業高校の教員になる、そのコースばかりが表に立ってしまって、なかなか農業高校の先生になんかなろうなんて思う人なんかそんなにそんなにいないのだと思うのです。どうもパンフレットや何か見てもそれが表に立ってしまって、奨学金で大学行けますよということが消えてしまっている。今回も教育長も募集をちゃんとしないとだめだというのは、そこだと思うのです。

それで、委員長はきょう来ていないので、欠席裁判で言ってしまうと申しわけないのだけれども、余り自分の子供はいるのだと議会で発言して、そして大学行って先生になれなかったら自業自得だからしょうがないのだと、自分の子供だからそんなこと言っているのかと言いたくなるのです、この議会の中で。初めはそんな話でなかったですから、初めは大学行って教職課程とって免許取って道教委の試験受からなかったらどうするのと、難しいですよと言ったら、いやいや、土幌高校に戻して、そこでまた勉強を教えますよと言っていましたよね。我々は、そう聞いています。本人が受けて受からなかったら、それは自業自得でしょうがないのだみたいな話、前回の決算のとき委員長言っていたけれども、何でその都度、その都度その話が変わっていくのか、そのうちに高校のことに対しては議会も教育委員会も口出せないのだ、それで終わってしまっているのですけれども、委員長の発言はやっぱり自分の子供はいるのだからどうのこうのという私的な話はこういうところで公でしてほしくないし、やはりだからといってそれに思い入れを強くされても議会としても困るのです。だから、中高連携について、また皆さん質問したい人もいるだろうし、この1人しか行かない問題についてはこれ以上言って、今学校学科転換したのだから

秋 間
委員 長
中村委員

普通科にするわけにもいかないし、これからおいおい少子化になるし、そういう傾向になっていったら町立高校として持つ意味があるのかなということはだんだん、だんだん考えていかなければならないのだろうと、それは多少なりとも頭の片隅に置いてやっぱり土幌高校をこれからどうしていくかと考えていってほしいなと思います。これはこれでどうにもならないからいいです。しょうがないです。

9番、中村委員。

今のことに少し関連すると思うのですが、教育方針の中で1つに今中高連携の話が出ましたけれども、いわゆる中学生と高校生との交流ですか、と言いますが、今大西委員とのやりとりの話の中にもあったのですが、主にアグリというのが恐らく農業高校とちょっと変わった普通科の勉強もするよということで、そちらのほうに入る生徒が対象かと思うのですが、現実に正直な話なぜ上土幌高校が多いかといいますと、よその高校でも普通柏葉とか、ああいうところに行くのであれば、どうせ大学目指すから、ということは上土幌へ行ったほうが通学の割引だとか、制服ですか、その割引だとか、学費の割引だとか、それぞれかなり大がかりに生徒を集めるために努力しています。その関係でその間そのお金をためて、それを元手にして大学に行くという話も聞いております。

我が土幌高校においても肝心なのは、そういういろんな助成はしているのですが、PRの中にまるっきりない、特にパンフレット、大型のチラシとか、ポスターですか、あれなんか見るとはっきりしているのです。特に上土幌高校から頼まれてうちのほうでも会社の前だとか、それからヌプカの里に張らせてもらっていますけれども、当然それでは寂しいので、では土幌はどうなっているのだということで、すぐ土幌高校の事務長に電話をしまして、何で持ってこないのだと、わざわざ事務長に届けてもらって並べて張ったのですが、並べて張ると余りにもひど過ぎるのです。上土幌高校は、こういうふうにサービスしています、こうこうですよということで明確にそのサービスの内容出ているし、ところが我が土幌のあれを見ますと全然そういうのがうたわっていない。先ほど話ありましたけれども、教員になれるだとか、果たして農業高校の中で実際にそういうことできるのかということなのです。ですから、詳しいことがわからない私は余り意見も述べられないことかもしれませんが、土幌高校というのは地域の農家、農業のためにつくられた高校でないかと思うのですが、その中で大学とか、その勉強するのであれば、あくまでもアグリという名前、これもう決まっているから仕方がないのですが、もっと表現としては一般の教養もそこで勉強して、大学の基礎となる勉強そこでできますよという形でのPRとか、そういう方向

で持っていけばもっと違った形で集めれるかと思うのですけれども、ただはっきり言いたいのはあくまでもPRが足りな過ぎるということとやはり真剣にその辺で全然上士幌と比べて、上士幌は父兄が本当に張ってくれと、恐らく士幌の町内の中でも上士幌高校のポスターが張ってあるところは何力所かあると思います。ところが、我が町のポスターがなかなか、士幌高校のポスターが張られていないと、やっぱりそこにも問題ありますし、その中で真剣に方法として先ほど言いましたようにアグリという名前をできれば一般の人たちが利用できるような、普通の高校に対して先生になるのなるための勉強の課程ができますよという形のをしっかりとひとつつくっておいたほうが有意義でないかと思うのですけれども、その辺ちょっと教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

秋 間
委員 長
神 野
教育 長

教育長。

PRの仕方についても、上士幌高校との比較の中でいろいろ指摘を受けているところでありますし、広報の仕方、あるいはパンフレットの作り方などについてもる意見をいただいているところであります。決して上士幌高校と見劣りしないようなPRは、町内でするので、当然のことながら積極的にやらなければいけないというふうに思っている次第であります。今意見いただいた内容についても、学校長とる協議をしながら、来年度の生徒募集に向けて万全な形で取り組んでいきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

秋 間
委員 長
中村委員

9番、中村委員。

まさにそのとおりだと思うのですけれども、そこで先ほど質問した中高連携の取り組みですけれども、これについてこれから今年度はただ話し合いというか、中学校と高校で話し合いを始める年にしたいという、これを見ても何か寂しい行政執行方針ですか、そうではなくて、だったら今こういう形で今年から始めるからまずこれこれこういうことをしたいということで明記的なものがある程度あるべきでないかと思うのです。ただ、この中身見ると、今年から始めたいというのであれば、何かまいち説得力がないというか、実際すぐ予算書も見まして、この教育費の中にももしかしたら何かその話し合いに対しての予算的なものを見ているのかと思って探したのですけれども、ないようですし、だからその辺でもう少し例えば完璧に中学校と高校の職員だとか、担当者だとか、もちろん教育委員会の中でもそうなのですけれども、こうこうこうでこういうふうにとやたらいいとか、明確的なものを決めていかないと、いつまでたってもこれは、先ほど同僚委員も言ったけれども、なかなか生徒をふやすことにはならないと思うので、

秋 間 委員 長	その辺はもう少し明確にできないものかということ再度質問して終わりたいと思います。 教育長。
神 野 教育 長	現実には今までも中学生の体験入学であるとか、あるいは学校訪問その他取り組んではきています。しかし、こういう結果になったということは、そういう内容ではいけないというふうに私どもも痛感しておりますし、より密度の濃いといいますか、学校を十分に理解していただけるような、そういう生徒募集の取り組みにならなければならないというふうに思っていますので、先ほど申しましたように、その内容についても十分協議をさせていただきながら万全を期してまいりたいというふうに思っています。よろしく願います。
秋 間 委員 長 大西委員	11番、大西委員。 教育長、今高校と協議しながらポスターだとか募集のパンフレット作りしたいという話をしていましたけれども、前回の決算のときは高校でつくって教育委員会は一切かかわっていないのだという話でしたよね。そういう答弁でしたよね、間違いなく。それが今、教育委員会でつくるのか、学校でつくるのか、両方で話し合いつくるのか、募集のパンフレットに教育委員会がかかわっていないというのは、前回の決算のとき、あれでけりついていないから、委員長が後でどこかで話し合いすると言ったけれども、半年過ぎてもないから、ここでしゃべるよりしようがないのだけれども、本当にそんなことで生徒募集なんかできるの。今委員会で教育長一生懸命やるのだ、やるのだと言ってみても、間違いなく決算のときには高校は教育委員会はかかわっていないと、ポスターについてはという話だったよ。かかわっているの。
秋 間 委員 長 神 野 教育 長	教育長。 パンフの作成だとか、ポスターの作成の際のデザインだとか、そういった詳細の部分について教育委員会がかかわってやっているということではないというふうな話をさせていただいたのだというふうに思っています。ただ、どういう方針で募集をしていくか、あるいはどういう制度なりを活用しながら進めていくかなどについては、教育委員会も学校と、さらには振興会などと協議をしながら進めていくことになりますので、一切かかわっていないということではないというふうにご理解いただきたいと存じます。
秋 間 委員 長 大西委員	11番、大西委員。 多分ここで逃げるためにかかわっていないと言ったのだと思うので

す。この間のパンフレット見たら、特進クラスがやっぱりメインでいくべきだという話で、それでいくよと、その中に教員養成コースがメインになって特進クラスのパンフレットの中身が全然小さくてわからぬでないかと、だから教員コースが一面に出てしまって、それではおかしいのではないかと指摘されて、いや応なしに教育委員会はかかわっていないのだよみたいな話になったのでしょう、あのとき多分。それしかないでしょう。だから、パンフレットや何かつくるときに、道立高校、上士幌高校で上士幌の教育委員会でかかわれといったってそれは無理です、道立ですから。うちは町立なのだから、生徒募集するために教育委員会が先頭になってパンフレットなりポスターつくっていかなかったら、学校に任せたって、あの人は何年かたてばいなくなる人ですから、それはここに来たらここに情熱燃やしてやってはくれているとはいいいながらも、我々は高校の存続にかかわっているのだから、やっぱり主導権は教育委員会にとってもらわぬと、そのうちに学校のことは議会だつて口出せないのだとかと始まってしまったら、おれらこの予算審議していいのかと言いたくなる。だから、リーダーシップをちゃんと教育委員会としてポスターつくってくれないと、どうなの、話し合いだとかなんとか、それは向こうに任せるのだみたいに、そんなことでは士幌中央中からだれも行かなくなるよ。少し考えてみてや、それ。

秋 間
委員 長
神 野
教育 長

教育長。

学校運営に関しては、教育委員会の役割、あるいは学校の役割というのは明確にありますので、そういう役割をきちっと果たしていくということだというふうに思いますが、しかし町立の高校としての運営でありますので、当然のことながら教育委員会との連携あるいは協議、それから民間団体であるPTAですとか振興会とのかかわりについても十分保ちながら進めていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

奨学金を出しだして3年が過ぎたのですが、その効果どんなになっているか。今までどんなになって、これから今1、2、3いるのですが、1年生はまだいないけれども、それで募集でこれだけお金をかけてきてどういう効果が出てきたのか。聞くところによると、今年は野幌のあそこに2名推薦で、大谷短大へ1名と言っていましたよね。大学には3名行っていますね。3名の方皆さんに奨学金当たったのか、その辺についても。

秋 間
委員 長

高校事務長。

金森高校 事務長	<p>高校事務長、金森からお答えいたします。</p> <p>24年度につきましては、大西委員言われたとおり、大学2名、酪農学園大学に入学する予定です。その方お二人に関しては、当然地元の方なのですが、希望の資金を借りたいという申し入れは受けております。手続等につきましては、4月以降となると思いますけれども、そういう形になると思います。</p> <p>以上、お答えします。</p> <p>(何事か言う者あり)</p>
金森高校 事務長	<p>過去、資金については22年度から貸し付け始めていますけれども、22年度で1人、23年度は2人貸し付けておりまして、総額で今のところ23年度までで318万円貸し付けを行っております。</p>
秋間 委員長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>ということは、効果なのかどうかわかりませんが、この事業でこの3年間で5人、今年含めて5人の方が奨学金を借りたということですね。これだけお金を使って本当に効果があったのかなということ、よくわからないのだけれども、どうですか、これ効果。だから、この辺の多分PRなのだと思うのです。何回も言うけれども、農業高校の教員になる人だけがもらえるのではないかなという気持ちで入ってこないのだと思うのです。だれでも大学行く人にはどの大学でもということで、特進クラスでいいよという話にしておけば、まだまだやっぱり経済的に大変で大学行けない子供たちもいるのだらうと思うのです。だから、そういうのがあれば、土幌に行けば、一生懸命自分で勉強すれば、そういう大学にも行けるよという、農業高校の先生にならなくても。だから、一応この5人については農業高校教員養成コースの5人なの。どうなの、これ。教員になりたいという人何人いるの、この中で。</p>
秋間 委員長 金森高校 事務長	<p>高校事務長。</p> <p>過去23年度に貸し付けをした1人、22年度はそういう教員養成コースではなくて、23年度に1人がそういう希望を持っております。</p> <p>以上でございます。</p>
秋間 委員長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>余り難しい話ばかりしてもしょうがないので、実はこのごろ少子化で学校が閉鎖になっているところがよくテレビで出ます。それで、テレビ見ていると、閉校式のときに校旗を町に返還式ってやっているのです。ここの人は大体中学校は中央中学校で、中央中でない人って余り何人もいないと思うのだけれども、私も中土幌中学校なのだけれども、そういえば中土幌中学校の校旗や何かはどこ行ってしまったのだ</p>

ろう。それから、この間クラス会やって、中学校の同窓会やったら、校歌を歌うといっても小学校の校歌知っているけれども、中学校の校歌、40年近くなったら忘れていたのです。閉校したとしても、やっぱり校旗は校旗、校歌は校歌としてきちっと管理していく、教育委員会で、あるべきでないのか。年とってくれば、だんだん、だんだん自分の出た学校の思い出ってあれなのだし、みんなでつくった歴史のある、校旗もどこ行ってしまったのか、統合してしまったらそんなになっただけでどこ行ったかわけわからぬようになってしまうものなのか。どこにあるのか。町内に中学校何校かあったのでしょうか。土幌中央中だって校歌だってもともとは土幌中学校とは違うわけでしょう、今の中央中と。やっぱり卒業生って本当に望郷の念で遠くから来たら、そういうことは思い出なのです。そういうのを何十年も受け継いできた歴史を、中土幌なんか特にああいう事件の中の統合ですから、どこ行ってしまったのかわからぬけれども、ほかの学校は、中土幌だけああいう事件の中の統合だからあれだけでも、ほかの学校はどうにかなっているのか。統合してしまったら、それ知らないという話なのか。これから、きのうの話ではないけれども、小学校もそういう統合をしていかなければならない時代が来たときに、終わってしまったら今までのものは全部なくすよという話になってしまうよ。だれか知っている人いたら、中土幌の中学校の校歌どこにあるか、土幌中学校の校歌、下居辺かどこかにあったのでしょうか。

(何事か言う者あり)

秋 間
委員 長

ちょっと待って。暫時休憩します。

午後 1時57分 休憩

午後 1時58分 再開

秋 間
委員 長
大西委員

それでは、休憩を解き再開します。

11番、大西委員。

ぜひ確認をすることは当然だと思うのです。やっぱり何十年の、そこを何百人、何千人が卒業した、そのもとの、校旗のもとで卒業していったのだから、そしてみんなと一緒に校歌を歌って、できればその校歌も復元してほしいのです。CDならCDにして残してほしい。そうすることによって、それこそクラス会だとか同窓会やったときでも、中央中のコーラスグループかだれかに歌ってもらえばいいのです。その楽譜さえあれば歌えるでしょう。歌手連れてきて歌わすなんて、そんなこと希望ないけれども、そういうやっぱり歴史を大事にしないと、そうでなかったら学校教育で歴史なんか教える必要ない、土幌の歴史なのだから、せめてもそのぐらいいはしてほしいと思う。今回テレビ見ながら、クラス会も一緒にやってみて、ああ、そうだなと思って今回

	<p>こういう機会にちょっと話してみて、多分校旗もどこかへばらばらになっているのだろうと思うのだけれども、大体どこにあるかだれも知らないのだから、教育委員会にはないよね。中学校にもないと思う。中士幌小学校にも中学校の旗はない。ところで、何校あったの、中学校って。</p>
秋 間 委員 長	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">暫時休憩</p>
秋 間 委員 長 神 野 教 育 長	<p>それでは、休憩を解き再開をいたします。</p> <p>教育長。</p> <p>大西委員からの意見について、校旗の所在について確認をさせていただきたいというふうに思います。校歌についても80周年のときのCDがあれば、それは再生できるというふうに思いますし、どうなっているかについては十分調べてみたいと思います。</p>
秋 間 委員 長 細井委員	<p>5番、細井委員。</p> <p>また、高校のことにちょっと戻らせてもらいますけれども、先般の卒業式の中でその式の中で校歌を歌えない子供たちが随分いるなど、半分の生徒は歌っていないように、僕も士幌高校の出身ではありませんので、詳しくはわからないのですが、歌えないのですけれども、そういう校歌の練習だとか、そういうのは高校の中では実践されているのでしょうか。</p>
秋 間 委員 長 金森高校 事 務 長	<p>高校事務長。</p> <p>金森、お答えいたします。</p> <p>機会があるごとに、例えば入学式であり、卒業式であり、あと校内の発表大会なり、その前段として練習はしております。</p> <p>以上でございます。</p>
秋 間 委員 長 細井委員	<p>5番、細井委員。</p> <p>最後に、要望させていただくのですが、ぜひとも事あるごとに練習等をやはり、先ほど大西委員のほうから校旗のこともありましたけれども、高校生なんていうのはやはり校旗だとか、この校旗のもととか、そういう自分の母校を愛する精神だとか、そういったものも養っていくのがやっぱり学生生活だと思いますので、ぜひとも事あるごとにたくさん教えて、みんながやっぱり歌えること、そして我々も同窓会だとかクラス会あれば、やっぱり肩組んで校歌歌いますから、ぜひともお願いしておきたい、1つ要望しておきます。</p>
秋 間	<p>5番、細井委員。</p>

委員長 細井委員	<p>続けて、1つ、いじめの問題に、過去にも私も一般質問でいじめのことを少し質問させていただきました。その質問の中で中学校も、それから小学校の中にもいじめはあったということ、その質問の中でも委員会のほうから回答の中ですべてのいじめに関しては解決をされたということで、とりあえず安心はするのですけれども、その後いじめの発生はないのか、また具体的にいじめ根絶に対して努力をなされたのかお聞きしたいと思います。</p>
秋 間 委員長 笠谷教育 委員会 参 事	<p>参事。</p> <p>参事の笠谷がお答えいたします。</p> <p>現在道教委の指導で北海道内すべての学校において春と秋、6月と11月という形になっておりますけれども、それぞれの学校でのいじめ実態調査が行われております。今年度の場合の春、昨年までの状況をお知らせしたと思うのですけれども、秋の結果においてはいじめが存在している学校もあると、今それについての解決に努力をしているという学校も実際にございますけれども、表立って大きな心配がある状況ではないという、そのような連絡、報告は受けております。実際にあるという状況でございます。</p> <p>以上です。</p>
秋 間 委員長 細井委員	<p>5番、細井委員。</p> <p>いじめはなくならないとは思いますが。大なり小なり、少なくなることはあっても完全になくなるということは不可能であろうと、それがひどくならないように、決して不幸な結果にならないようにぜひとも努力していただきたいと思えます。</p> <p>そのような中で教育行政執行方針の中にもありましたけれども、児童生徒が気軽に相談できる体制を整備し、諸問題の解決を図るように努めるということで、今心の相談員ですか、本町には委員会の中に心の相談員でしたか、何でしたか、教育相談員ですか、失礼しました。教育相談員という方が実際に相談を受けるといような体制をとって、もちろん学校サイドでも学校の先生方が相談を受けると思うのですけれども、なかなか相談員の方が、それは一般の方が相談員になられているのですか。仕事を持たれている一般の方ではなくて、教育委員会の中に相談員という制度を設けているということでしょうか。</p>
秋 間 委員長 神 野 教育長	<p>教育長。</p> <p>教育委員会事務局職員と、それから教職経験者の民間の方1名と2名相談員としてお願いをしています。</p>
秋 間	<p><u>5番、細井委員。</u></p>

委員長
細井委員
秋間
委員長

それは24時間体制で受付をしているのでしょうか。
教育長。

神野
教育長

24時間体制ということではなくて、昼間、日中ということでありま
すので、その辺についてももう少し検討しなければならないことだ
というふうに思っています。

秋間
委員長
細井委員

5番、細井委員。

3回目ですので、最後になろうかと思うのですけれども、やはり日
中となれば、土曜、日曜は子供たちは家庭にいたりして相談できるの
かなと思うと、土日はやはり受ける方も休みの体制ということになれば、
なかなか子供たちが相談をするような体制には少し難しいのでは
ないか。その中で1つ思われるのが行政執行方針の中で教員と生徒の
信頼関係、やはりこのことが全面に出ていかないと、なかなか教育相
談員の方に、ましてや平日の8時から5時としても、その間に子供た
ちが自分の悩みや何かを相談するという事はなかなか難しいのでは
ないかと、そのように考えられるわけです。ですから、やはり教職員
と子供との信頼関係、これを一層深く、今よりもまだまだ深くしてい
く必要があるのではないかと、教育現場の中でやはりもっともっと子
供が気安く話せる、悩みを相談できる、いじめの問題に限らず、学習
のこと、それから中学、高校であれば将来のこと、もっともっとそう
いう形をやはり学校の中、教職員と子供たちの信頼関係がもっとも
っと重要であるというふうに僕は認識しているのですけれども、そのよ
うな中を具体的に今後教職員と、それから子供の信頼関係をもっとも
っと深く構築するための方策を何かお考えなのかお伺いをしたいと思
います。

秋間
委員長
笠谷教育
委員会
参事

参事。

お答えをいたします。

細井委員のおっしゃることは、まさにそのとおりでございます、
学校教育におきましては授業においてもふだんの生活においても教員
と子供との信頼関係、これが最も大事なものであるというぐあいに認
識をしております。ただ、現状を見てもと、教員になかなか子供
と触れ合うという、そうした時間を持つだけの余裕が持てないという
現状がございます。そうした意味から、1日の日課表などを見直しな
がら、できるだけ多くの時間を割いて教員と子供が触れ合うという、
そうした時間を持てるような努力をそれぞれの学校がする必要がある
だろうというふうに思います。それが今一番大事なことではないかな

秋間 委員長 大西委員	<p>というぐあいには思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>11番、大西委員。</p> <p>88ページの教育振興費なのですが、18節の児童用図書の購入費189万円、約190万円なのですが、私ども総務委員会で一昨年小学校の図書、それと図書館と勉強させてもらいましたけれども、土幌小学校が多分古い図書、どこの小学校もすごく表紙が日にやけて何を書いているかわからぬような図書もあって、生徒何人に何冊と決まっていますから、それをクリアするために置いてあったのだと思うけれども、土幌小学校なんかはそれを全部破棄してしまったところに私ら行きましたから、相当数少なくなって児童生徒数に合うだけの図書は全然そろっていませんでした。この190万円の費用で土幌町内全部の学校ですか。そして、土幌小学校は充足されていますか。</p>
秋間 委員長 柳谷 教育課長	<p>教育課長。</p> <p>教育課長、柳谷からお答えいたします。</p> <p>まず、この購入費については、町内全部の学校だということと、それから委員さんおっしゃるとおり常任委員会の調査がございましたその前段でその古い、相当何十年も前のやつを整理したというようなこともございまして、現時点では充足しておりません。</p>
秋間 委員長 大西委員	<p>11番、大西委員。</p> <p>学校図書については、交付税措置もされているし、ほかに流用しても大したペナルティー来ないから、全道的には土幌町は充当率が一番高かったのか、もう3、4年前にマスコミ報道で見ると。だから、土幌は、交付税の来ているものについては児童図書に使っているのだと思うのですが、なるべく子供たちに10分間読書をやって落ちついて勉強とか、いろいろ効果出てきているわけだから、その冊子が足りないと多分土幌小学校では相当数足りないのだと思うのです。だから、やっぱり一気に充足させてやらないとちょっとかわいそうだと思う、あの図書の数なら。どうですか、補正組んででもどこかで少なくとも8割ぐらいまでに伸ばしてやらないと、30%ぐらいしかなかったでしょう、あのとき、図書。いかにもかわいそうだなと思っていたのですけれども、それを充足されないのなら、どうですか、教育長。予算は町長だと言うけれども。</p>
秋間 委員長 神野 教育長	<p>教育長。</p> <p>非常にありがたい話でありますので、ぜひ学校図書の実情を確認をして、余り古い図書については整理をするなりをしながら、新しい今</p>

の子供たちに必要な図書の整備について検討してまいりたいというふうに思います。

秋 間
委員 長
飯島委員

2番、飯島委員。

24年度までは、1年間の予定でスポーツ合宿等の受け入れということで新しい目玉ができました。多分町民等こういう話聞くと大変喜ばしいというのか、うれしい話だと思っていると思うのですが、まず体育施設を管理している教育委員会としては、やはり使用に当たってどういう優先でこのことに対応するのかが大変頭を悩ませていることではないかというふうに思います。過去にも総合体育館のほうがバッティングして、なかなか決着がつかないというようなこともあったりしたこともあったというふうに記憶しているのですが、体育施設、町民のためにつくられたものだというふうには思っているのですけれども、教育委員会としてはこの使用に当たってどちらを優先しようとしているのかお伺いしたいと思います。

秋 間
委員 長
神 野
教育 長

教育長。

今の飯島委員からの質問でありますけれども、どちらを優先するというようなことではなくて、合宿誘致については早い時期の段階で恐らくは日程の決定がされるでしょうから、その日にちが確定した段階で今まで使っている町民との調整を図りながら、なるべく要請に応じていきたいというふうに思っています。しかし、どうしても調整のつかないところもまた出てくると思いますので、そういった場合には日程の若干の変更などもお願いをしながら、双方でご理解をいただく状況の中で調整を図ってまいりたいというふうに思っています。

秋 間
委員 長
飯島委員

2番、飯島委員。

今の多分そういうお答えがなるのではないかということは予想しているのですけれども、一番やはり心配なことは、合宿に入ろうと思うときは急に入ろうということは決してないというふうに思っています。それぞれの事情があってこの時期が一番いいということで合宿を張る場所を探すなり、場所なり、そういう施設を探すのだろうというふうに思うので、その辺でなかなか難しいところはあるかなというふうには思っています。私もそういうふうには思うのですけれども、今双方調整できるところはちゃんと調整するというお話受けたので、その話を聞いておけば、僕らも安心してそういう形の中でお願いしたいと思えますし、また我々も町民の一人としてそれぞれ町民の方々にも協力を要請することはやぶさかでないかなというふうに思います。ぜひ調整に当たっては両方に満遍なくというのか、配慮をしてやっていただくことを希望します。

秋 間 委員 長 中村委員	<p>以上です。</p> <p>9番、中村委員。</p> <p>関連質問なのですけれども、その施設の対象ということでお聞きしたいのですけれども、総合体育館、屋内でやることに対してはバレーボールかなとは思うのですけれども、その場合に総合施設、それから各中学校とか小学校の中でもし使えるのであれば、それも両方対象として考えているということよろしいのでしょうか。</p>
秋 間 委員 長 神 野 教育 長	<p>教育長。</p> <p>合宿の規模からすると、総合体育館以外ではちょっと難しいのかなというふうに思っています。その場合は、どうしても本町の施設が使えない場合は、他町の施設などもお願いをするというようなことで運営をしていくようなことも検討していきたいというふうに思います。</p>
秋 間 委員 長 中村委員	<p>9番、中村委員。</p> <p>ということは、例えば中学校だとか、もしそこがあいていれば、そこも借りれるのかといえば、そうではないということですね、今の教育長の説明ですと。今私が聞いているのは、あくまでももちろん中学校でも体育館使っていると思います。たまたまもしあいていれば、中学校でも対象となるかという話を聞いているのですけれども、今の教育長の話ですと、あくまでも総合体育館なので、それ以外はよそのところを借りることになると思うという話でしたけれども、要はきのう中学校の卒業式ですか、見たら当然立派なあれで、2コートはとれるのでないかと感じたのですけれども、たまたま総合体育館が詰まっっていて、中学校あいていますよと、いいですよといった場合、そういうときにもそれは対象になるかということを知っているのですけれども、どうなのでしょう。</p>
秋 間 委員 長 神 野 教育 長	<p>教育長。</p> <p>合宿の規模にもよりますけれども、私が答弁したのはうちの総合体育館の大きさがなければ合宿として、何チームかが一緒に合宿するという、練習するというのは難しいのではないかという、そういう意味でお答えしましたけれども、仮に町内の施設で、学校開放もしていますので、町内施設でその使用が可能であれば、小中学校の体育館などについても利用していくことも考えていいのではないかとというふうに思います。</p>
秋 間 委員 長 清水委員	<p>8番、清水委員。</p> <p>今の関連でお願いしたいのです。先ほど教育長が答えて、町内の利</p>

用者の人たちとの調整を図っていきたいというふうに答えているのですが、具体的にはどういう調整の図り方を、どういうふうに調整を図ろうと考えているのですか。

秋 間
委員 長
神 野
教育 長

教育長。

ケース・バイ・ケースですので、一概には言えないと思いますが、例えばアリーナで卓球をやりたいのだけれども、合宿等で専有されてできないとかというようなケースなどあります。各小中学校の施設を利用していただくということも一つの方法ですし、あるいは柔剣道場を利用してもらうというようなことでの調整を図るというようなことも考えられるのではないかとこのように思います。それでも調整がつかない場合には、日にちをずらしてこの日はあけていただくようお願いをしなければならないというふうに思っています。

秋 間
委員 長
清水委員

8番、清水委員。

今教育長そういうふうに答えられているのですが、町民の中にはそのことを非常に心配しているのです。我々が今まで使用していたところを追い出されるのではないかとこの危惧を抱いているわけです。ですから、調整と言われますから、どのように考えているのかなということは何だったのですが、具体的に進めるとすれば、やはり今利用しているそれぞれの団体の代表者の方々でも寄っていただいて、それで合宿の日程もある程度わかるのでしょうから、そういうところで具体的な話し合いを進めるということをしないと、合宿の日に突如きょうは合宿の日ですからということではいけないと思うのです。そういうことでは町民のほうは戸惑いますから、そのような進め方ということを考えて、今の段階からそれぞれ代表者の人たちにも寄っていただいて、こういうことでお互いに協力していただけますかというふうに進めることが必要なのではないかと思うのですが、いかがですか。

秋 間
委員 長
神 野
教育 長

教育長。

競技団体の大会等が入っているような場合には、もちろん日程調整を図らなければならないのですが、一般開放で個人の方々が入用されている方がいらっしゃるわけです。そういう方々、代表者ということではなくて、個人で体育館に来てスポーツをされているという方もいらっしゃいますので、一般開放ですと自由にだれでも使用できるわけでありましてけれども、その日、その時期についてはこういう合宿が入っているのです、使用できないので、別な方法でとかというようなことでの調整を図っていかねばいけないというふうに思っています。事前に協議のできる団体等については、もちろん代表者の方々にも事前にお話をさせていただきますが、個人的な使用の方々についてはその

秋 間 委員 長 森本委員	日の日程は詰まっているので、きょう使用できないというようなことでの周知をして理解をしていただかなければならないのかなというふうに思っています。
	3番、森本委員。
森本委員	青年団体の件についてお聞きをいたします。100ページに連合青年団助成金、100ページの1目19節、助成金の額についてではありませんけれども、現在士幌町の青年団員、また分団数の現状幾つであるのか。かつては十勝連合青年団という上部組織があり、そこにも加盟をしていた、さらに北海道青年団協議会という組織に十勝連合青年団でも加盟をしていて、上部大会、全国青年大会等にも参加をし、我が士幌町も北海道の青年大会、3度ほど士幌町で開催しているという実績がございます。現在十勝連合青年団については、休会中であるというふうにお聞きをしています。また、町内についても、私が現役だった10数年前以降、休会する組織がふえたということではありますが、まず現在どの程度の団員数で活動されているのかお聞かせ願います。
秋 間 委員 長	暫時休憩します。
秋 間 委員 長 柳 谷 教育課長	暫時休憩
	休憩を解き再開します。 教育課長。 教育課長、柳谷からお答えいたします。 まず、現在2団体26名で活動をしていますところでございます。この2団体は、南青年団と上居辺青年団でございます。 以上です。
秋 間 委員 長 森本委員	3番、森本委員。 大変少ない団体数、それから人数の中で恐らく将来の我が町を担う青年たちは頑張ってくれていると思います。 そこで、青年教育を考える立場として、教育長、これからの青年についてどのような資質を求め、どのように教育していくつもりであるかお聞かせください。
秋 間 委員 長 神 野 教育 長	教育長。 私自身、青年教育あるいは青年団活動についてはまちづくりを進める上では極めて重要であるというふうに思っている次第でありまして、青年団の自主的な活動そのものをどんどん伸ばしていかなければならないというふうに思っているわけではありますが、いかんせん青年の数の減少もあるでしょうし、それから連青に青年はいるのですけれ

秋 間 委員 長 森本委員	ども、加入はしないという方もいらっしゃるようであります。青年の人たちが元気を出してまちづくりをリードしていくような、そういう青年層をぜひつくっていかねばならないというふうに思っている次第であります。
	3番、森本委員。
	最後に、お願いをさせていただきます。
	現在青年サミットという形で町内の青年の交流、意見交換の場も設けられておりまして、青年の教育にも一歩進んだ事業が進められていると考えます。現在連合青年団という形をとられておりますが、その2団体に加盟していない青年のたくさんいるわけですから、町内で1つの土幌町青年団という方向性を指導していくという考え方も今後必要になっていこうかと思えます。今の青年に私が求めたいことは、いろんな各地域に戻ったときに各会議で議長をすることができない青年というのが非常に多いと感じておりまして、それらを社会教育委員時代にも担当の方に申し上げたこともあるのですけれども、思想ももちろんですけれども、そういう作業的なことの上達についても教育長を中心に指導体制を強化をしていっていただきたいと思っております。
	以上です。
秋 間 委員 長 和田委員	10番、和田委員。
	学校プールの関係についてお尋ねしたいと思います。前に私一般質問の中で各学校にプールがあったわけですが、それが全部なくなって、今町民プールということで利用しているわけですが、その各学校のプールの利用状況についてちょっと教えてください。
秋 間 委員 長 柳 谷 教育課長	教育課長。
	教育課長、柳谷から説明申し上げます。
	現在学校プールは、土幌と中土幌以外は稼働してございまして、おおむね夏休み期間中を中心に、その前も天候によっては授業で使うというようなことをしてございます。そういうことで、現時点では夏休み期間中は土日を外してほぼ開場されているのではないかと考えております。
秋 間 委員 長 和田委員	10番、和田委員。
	今土幌と中土幌と言っていましたが、中土幌は私一般質問でやったときには、あそこは修理費がかかるので、やめると、そして全部今土幌のほうに来ているはずなのですが、教育の中でそれを不便をかけな

いような形でやっていきますからということがそのときの答弁だったわけですが、現実的には今稼働率どうということかということとあわせながら、子供たちは本当にプールに対して地元にあったときと、それから土幌に来て、1カ所しか今ないわけですから、そのときとの使用のぐあいと、それから要望や何かについては調査したことがあるのかないのか。ないから仕方ない、それでもって我慢しているのかどうなのかということについてやったことがございますか。

秋 間
委員 長
柳 谷
教育課長

教育課長。

これは、学校にお願いしているところでございますが、夏休みが始まる前に父兄が集まる機会がございまして、そのときにバスの運行の希望、つまり使いたい回数を希望をとってございます。そして、それに合わせて、ただ1人、2人だとバスの運行というのがなかなか、現在はそのためだけのバスを運行してございますので、そういうことでございまして、ある程度の人数は集めてほしいという中で、子供たちは十分参加していただいていると思っておりますし、その回数については8回程度夏休み期間中運行してございます。

以上です。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

社会教育費の99ページ、9日の日に社会教育委員の報酬も25万6,000円の当初予算の15万円のマイナス補正ということは、半分以上だから6割ぐらいですか、それを今回また同じ金額を載せてきて、そして社会教育の費用弁償が9万8,000円の当初予算で4万円のマイナス補正ということで5万8,000円しか使っていない、それが今回13万3,000円に去年より4万5,000円多くなっている、だから普通旅費で何かやるのかなと思ったけれども、普通旅費も前回より少なくなって、普通旅費も前は77万2,000円のマイナス補正になっている、何かこの予算の組み方がよくわからないのだけれども、一生懸命年度末でマイナス補正して、またそれに輪かけて、そして予算折衝で金ないのだ、金ないのだと言っているのはよく理解できないのだけれども、もう少し、予算だから何人社会教育委員が出てくれるかわからないから、それは人数に合わせて行事ごとに組まないとならないのだから、それはもうやむを得ぬとは思いますが、費用弁償はなぜこれふえていくのか。何をやろうとしているのか。それからまた、生涯学習が一緒になったので、9日には生涯学習講師謝礼が130万円マイナス補正して、また今度はここにちょこっと減っているけれども、120何万円また講師の謝礼を載せてみたり、前年やれなかったら今年もやらなくてもいいのだと思うのだけれども、そんなわけにいかぬから、また載せるのだと思うけれども、何か予算の組み方がどうも我々理解できないのだ

けれども、つじつま合うの、これ。費用弁償も、行事もないのにふえていくというのは、そしてマイナス補正ばかりして、よくおれらに理解できるように。

秋 間
委員 長
柳 谷
教育課長

教育課長。

まず、報酬の組み方ですが、一応1年間3回から4回の開催を見越しております。そして、3時間未満の会議、ちょっと報酬額に影響してくるものですから、3時間未満の会議について1回、それから3時間を超す会議を1回、一応予備的にまずとってございます。そして、予算の組み方としては、委員さんは満度に出ただけだと、満度というか、必ず出てきてほしいというようなことでお願いするわけですが、現役という言い方が、忙しいという言い方、いろいろあるのですが、なかなか満度にはそろいません。そういうことで4回やったとしても、実を言うとその4回分の報酬が消化しているわけでありませぬ。それで、ただ方針としては、あくまでも予算をつくるときには満度で計算してまいりますので、これについては前年同額ではないかということですが、一応予算をつくるときには委員さんに次年度の事業計画を話し合っつくるものでないものですから、今言ったように、予備的なものを含めまして、そして適切な時期を見て減額補正させていただいてきたというのが……

(何事か言う者あり)

柳 谷
教育課長

これは、会議の回数は一応前年度並みを見越しているわけなのですが、全道研修ということでございまして、行く場所がちょっと変わったものですから、それで増額分がふえているということで、数自体については前年度並みを予定して予算を計上いたしました。

以上です。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

普通旅費も去年から見たら今年は減らしているでしょう。去年何ぼだったか、だから報酬は12人分つくらないとならぬ、それはわかるのだけれども、費用弁償がふえていって、普通旅費は減っていつているのに費用弁償だけ何で上がっていくのかなと思います。去年何ぼだった、普通旅費。

秋 間
委員 長
柳 谷
教育課長

教育課長。

普通旅費に関しては、前年と同額を見込んでいるところでございます。

(何事か言う者あり)

秋 間
委員 長

それでは、ここで2時55分まで休憩します。

午後 2時42分 休憩

午後 2時55分 再開

秋 間 休憩前に引き続き委員会を再開します。
委員 長 教育課長。

柳 谷 失礼いたしました。それでは、先ほどの質問の件でございますが、
教育課長 まず繰り返しのようになりますが、費用弁償に関しての増については回数同じなのでございますが、行き先が変わったという、開催場所ですね、これ研修なのでございますが、研修の開催場所が変わったということで費用弁償の額が増額したということです。回数そのものは変わってございません。

それから、普通旅費マイナスになってございます。60万円近くでございまして、これについてはALTの帰国旅費、渡航旅費、それから新規オリエンテーションに関する旅費を減額、未計上といたしました。今まではこれが何年にもわたって入ってございまして、現実にこの問題が発生したときに対応すればいいというような判断もございまして、60万円近くを減額させていただいております。

以上です。

秋 間 11番、大西委員。

委員 長 特別支援学級の話なのですが、決算のときに話したら、士幌にはその資格を持った人いませんよというような答弁もあって、そんなはずはないよなという話なのですが、これから新しい新年度を迎えてもう先生のあれは終わったのだと思うけれども、いずれにしてもその保護者にしてみれば、やはりそういう資格を持って理解のある人に教えてもらいたいというのは、それはそういう子供を持った保護者のやっぱり切実な願いだと思うのです。現在士幌の小学校、中学校にそういう資格を持った人が何名いるのか、それはこの間決算でそういう指摘をされたから、多分ないとは言ったけれども、調べているのだと思うので、堂々と課長答えてください。

秋 間 教育課長。

委員 長 教育課長、柳谷からお答えさせていただきます。

柳 谷 まず、中学校までの教員の中に資格を持っている、その免許を所持している先生が12名ございます。そして、特学を担当している先生が12名、同じ数ございます。ただし、このうち免許を所持して特学を担当されている先生は、中学校までで3名でございます。

以上です。

(何事か言う者あり)

柳 谷 それでは、もう一度繰り返させていただきます。まず、免許の所持

教育課長 者が12名です。そして、特学担当の先生が12名でございます。ただし、この中で特学の担任をされていて、なおかつ免許を持っていらっしゃる、免許所持している先生は3名でございます。
以上です。

秋 間 11番、大西委員。

委員長
大西委員

先生方にも12名の方が持っているということは、やはり特別支援学級って免許を持っていなくても何ら問題ないのですけれども、やはり教職課程の中でそれを別にとってきたということはそういうことによりやっぱり理解がある先生だと思っております。ですから、12名いて12のクラスがあるとすれば、なるべくそういう先生方を特別支援学級のほうに充てるような方策はとれないものなのですか。どうなのですか、教育長、参事でもいいけれども。やっぱり父兄にしてみれば、3名の理解のある、それは持っていないから理解がないかといったらそうではないのですけれども、やはり保護者に見れば、持っている先生に教えてもらっているほうがやっぱり安心するのだと思っております。ですから、12名もいて3人しか特別支援学級指導していないのであれば、ぜひ多くの12名の方みんなができれば満度に入ってしまうのですから、願いはしたいと思うのですが、どうしてそうならないのか。

秋 間 参事。

委員長
笠谷教育
委員会
参事

参事の笠谷からお答えをいたします。

大西委員がおっしゃるように、専門的な知識、技能を持った教員がその学級を担当する、これが最も望ましい形であることはそのとおりであります。ただ、それぞれの学校の事情によりましてそうはなっていないという状況である。ただ、校長の考え方としては、できるだけそうした免許を持った教員を特別支援学級の担当に充てたいという、そうした思いは持っております。また、そうした学級がある学校の校長につきましては、そうした免許を持った教員を自分の学校に配置してもらうようにという、そうしたお願いもしているところでございます。教育委員会の指導としましては、そうした教員が、実際免許を持っている教員がおりますので、そうした教員ができるだけ特別支援学級の担当につくような形で学校の人員配置をしていくような指導をしてまいりたい、このように思います。

秋 間 11番、大西委員。

委員長
大西委員

まさに希望した答弁びちっと言ってくれるから、教育長もわかりやすくこうやってびちっと言ってくれば、おれらもそう長々と引っ張らないのだけれども、参事でなく教育長も今の話聞きながら、ぜひそ

		<p>ういう特別支援学級の父兄、保護者にやっぱり安心与えるような教育をしてほしいなと皆さん思っていると思うのです。ぜひそれは今言うような形でよろしく願います。</p>
	<p>秋 間 委 員 長</p> <p>秋 間 委 員 長 後藤総務 企画課長</p>	<p>ごさいませんか。</p> <p>(な し)</p> <p>では次に、公債費について説明を願います。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長、後藤よりご説明申し上げます。</p> <p>11款、1項、1目元金は、長期債に係る償還金で予算額8億3,127万8千円で前年度対比7,341万8千円の減額となっております。</p> <p>特定財源は、負担金、使用料、減債基金繰入金、合わせまして1億8,906万5千円を充当しております。</p> <p>2目利子は、長期債の償還利子及び、一時借入金の利子を計上しており、予算額1億2,922万1千円で前年度対比570万2千円の減額となっております。</p> <p>特定財源は、負担金、使用料、立木売払収入、合わせて2,128万3千円を充当しております。</p> <p>次に108ページ、12款、1項、1目土地取得費は、公有財産購入費として前年度同様に10万円を計上し、科目存置するものであります。</p> <p>次に、13款、1項、1目予備費ですが、不測の事態での支出に充当するため前年度と同額の1,000万円を計上しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質 疑</p>	<p>秋 間 委 員 長</p>	<p>説明が終わりましたので、公債費について質疑を行います。ごさいませんか。</p> <p>(な し)</p>
<p>説 明</p>	<p>秋 間 委 員 長 伊 賀 町 民 課 長</p>	<p>では次に、なければ、歳入について説明願います。町民課長。</p> <p>16ページ、歳入について町民課長、伊賀より説明いたします。</p> <p>1款町税、1項町民税、1目個人町民税、本年度の予算額3億50万円、前年度対比300万円の増額。</p> <p>2目法人町民税、本年度の予算額5,600万1千円、前年度対比600万円の増額を計上しております。</p> <p>2項固定資産税、1目固定資産税、本年度の予算額4億2,440万円、前年度対比2,200万円の増額。</p> <p>2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度の予算額4万円、前年度対比1万円減を計上しております。</p> <p>3項軽自動車税、1目軽自動車税、本年度の予算額1,400万1千円、前年度対比100万円増を計上しております。</p> <p>4項市町村たばこ税、1目市町村たばこ税、前年度同額の4,000万円</p>

秋 間
委 員 長
後藤総務
企画課長

を計上しております。

5項入湯税、17ページ、1目入湯税、前年度と同額の250万円を計上しております。

市町村たばこ税及び入湯税を除き、何れの税も昨年の諸情勢を勘案し増額による計上としております。

以上で、1款町税に係る歳入について説明を終わります。

総務企画課長。

総務企画課長、後藤よりご説明申し上げます。

17ページをお開き願います。

歳入ですが、歳出の説明の際に特定財源につきましては、それぞれ説明しておりますので、一般財源のみを説明致します。

2款、1項、1目自動車重量譲与税は、実績に基づき、予算額1億4,000万円で前年度対比1,000万円を減額しております。

2項、1目地方揮発油譲与税、3款、1項、1目利子割り交付金、4款、1項、1目配当割り交付金、5款、1項、1目株式等譲渡所得割交付金は前年度と同額を計上しております。

次に18ページ、6款、1項、1目地方消費税交付金は、6,000万円で前年度と同額を計上しております。

7款、1項、1目自動車取得税交付金は、3,000万円で前年度対比1,000万円を減額しております。

8款、1項、1目地方特例交付金は1,360万円、9款、1項、1目地方交付税は28億5,000万円でそれぞれ前年度と同額を計上しております。

以上で説明を終わります。

秋 間
委 員 長
後藤総務
企画課長

次に、債務負担行為と地方債、給与費等についての説明を求めます。

総務企画課長。

総務企画課長、後藤よりご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

第2表債務負担行為ですが、5つの事項について債務を負担しようとするもので、その期間と限度額につきましては、それぞれ記載のとおりとなっております。

続きまして10ページ、第3表地方債ですが、起債の目的はそれぞれ事業を実施する際の財源として充当するもので、限度額は充当可能額を算出計上し、起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りとなっております。

なお、臨時財政対策債は利率見直し方式のため、途中での利率変更も考えられるところであります。

次に、109ページをお開き願います。

給与費明細書ですが、特別職、理事者、議員、その他の委員にかかる給与費、共済費であり、本年度予算額は1億36万3千円で前年度比1,

		272万8千円の減額となっております。
		110ページは、一般職に係る給与費関係で、予算額は11億1,424万3千円で前年度対比331万8千円の増額となっております。
		各種手当の内訳、増減の内訳につきましては記載の通りですのでご参照願います。
		なお、111ページから115ページにかけては、本町の給与に係る支給内容及び国との制度比較などを参考資料として掲載しておりますのでご参照願います。
		続きまして116ページから119ページですが、債務負担行為の状況について掲載しておりますのでご参照願います。
		次に120ページをお開き願います。
		地方債の現在高の見込みに関する調書であります。
		平成23年度末、現在高見込額は73億8,363万2千円で、24年度中、起債見込額は4億5,780万円、24年度中、元金償還見込額は8億3,127万8千円で、平成24年度末、現在見込額は70億1,015万4千円となっております。
		以上で説明を終わります。
質 疑	秋 間 委 員 長	説明が終わりましたので、歳入全般について質疑を行います。ございませんか。 (な し)
	秋 間 委 員 長	ないようでございますので、一般会計について各款ごとの説明並びに質疑は終わりました。 ここで歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ございませんか。 (な し)
	秋 間 委 員 長	質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。 (な し)
	秋 間 委 員 長	討論なしと認め、これより採決します。 本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	秋 間 委 員 長	なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 暫時休憩いたします。
		午後 3時11分 休憩 午後 3時12分 再開
	秋 間	それでは、休憩を解き再開いたします。

説明

委員長 国保病院の大川院長の診療の合間を縫って出席いただきましたので、病院事業会計を先に審査をしたいと存じます。各議員のご理解をお願いいたします。よろしいですか。

(異議なし)

秋間委員長 それでは、平成24年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算を議題といたします。

山中保健医療福祉センター長 理事者の説明を求めます。保健医療福祉センター長。国保病院事務長、渡辺に代わり保健医療福祉センター長、山中より平成24年度、土幌町国民健康保険病院事業会計予算をご説明申し上げます。

初めに訂正をお願いします。312ページ予算説明書の説明欄に当年度純損失と記載してあります横に37,782と記入願います。次に314ページ同じく説明欄に当年度純損失と記載してありますのを収支差額に訂正し、横に37,782と記入願います。申し訳ありませんでした。

294ページをお開きください。

第2条で業務の予定量を定めるものです。

病床数は、23年度と変わらず60床、年間患者数は、入院で18,250人。一日平均50人。外来は、32,110人、一日平均130人を見込んだところでは。

主要な建設改良事業といたしまして、有形固定資産購入費1,207万7千円を見込んだところでは。

第3条から次ページ第4条までは後段の説明と重複いたしますので省かせていただきます。

295ページをお開き下さい。

第5条では、一時借入金の限度額を1億円と定めるものです。

第6条では、議会の議決を得なければ流用することが出来ない経費として職員給与費6億5,109万9千円と交際費10万円を定めるものです。

第7条では、一般会計からの補助金を2億8,000万円と定めるものです。

第8条では、棚卸資産の購入限度額について定めるもので、棚卸資産として材料費の中の薬品費・診療材料費・給食材料費、医業外費用の患者外給食材料費を合わせた額1億447万3千円と定めるものです。

それでは、予算説明書により説明させていただきます。

収益的収支の支出から説明いたしますので314ページをお開き願います。

病院事業費用総額では、対前年比1,433万2千円増の9億7,425万9千円となるものです。

1款、1項、1目給与費では、主に内科医1名の増等により対前年比3,261万2千円増の6億5,109万9千円を見込むものです。これは、1節給料

で対前年比1,576万9千円増の2億3,658万6千円、2節手当では、対前年比1,305万6千円増の1億5,925万6千円を見込むものです。

315ページをお開き下さい。

3節賃金では、対前年比424万7千円減の1億705万2千円で、安達名誉院長からの業務軽減の申し出により嘱託医に変更となる減等によるものです。

4節法定福利費は、対前年比803万4千円増の1億4,820万5千円を見込むものです。

2目材料費では、実績等に基づき対前年比63万1千円減の1億446万7千円を見込むものです。

316ページ、3目経費では、対前年比1,415万7千円減の1億5,314万3千円を見込むものです。これは主に、1節報償費で、週末当直等の札幌医大からの派遣と、出張医師につきましては、北大からの眼科及び整形外来の非常勤医師について計上したところですが、4月より内科医の徳永医師が着任され、医師5名体制となることから、これまで依頼しておりました地域医療振興財団の短期支援は大幅に減とすることとし、また、昨年までここで計上しておりました研修会等講師謝礼5万円を研究研修費に移動したことにより、対前年比1,389万3千円減の2,636万6千円を計上しました。

2節旅費交通費につきましては、主に当直医師等の移動旅費となります。

10節修繕料では、対前年度比89万2千円減の347万5千円を計上しました。

317ページをお開きください。

13節賃借料では、対前年比72万3千円増の850万7千円を実績見込みなどから計上したところ です。

14節委託料では、対前年比32万円増の7,558万2千円を計上しました。これは、主に患者増の実績見込みなどからクリーニング委託料並びに生体等検査委託料の増を見込んだものです。

319ページをお開きください。

15節通信運搬費につきましては、実績見込みから19万3千円減の85万8千円を計上しました。

17節負担金では、医師数の増を勘案し対前年比23万9千円増の185万1千円計上しました。

4目減価償却費につきましては、対前年比257万9千円減の3,811万5千円を計上しました。建物、器械備品等の償却に伴うものです。

5目資産減耗費につきましては、前年同額の201万円を計上しました。これは、2節固定資産の機器更新や廃棄等に伴い除却が予定されていることなどによるものです。

6目研究研修費につきましては、対前年比3万5千円減の399万1千円

を実績見込みなどから計上しました。

2項、1目支払い利息及び企業債取扱諸費では対前年比87万8千円減の1,854万4千円を計上しました。これは、企業債支払い利息の減少によるものです。

2目患者外給食材料は、前年同額を計上しております。

3目消費税及び地方消費税も前年同額を計上しております。

4目雑損失につきましても前年同額の4万円を見込んでおります。

3項、1目予備費につきましても、前年同額の40万円を計上しました。

続きまして、収益的収支の収入についてご説明させていただきますので、312ページをお開きください。

病院事業収益につきましては、対前年比769万5千円増の9億3,647万7千円を見込んだところでは、

1款、1項、1目入院収益では、一日当たり一般病床31人、療養病床19人の合計50人を見込み、対前年度比44万9千円増の3億7,029万2千円を計上しました。

2目外来収益では、一日当たり130人の受診を見込み、対前年比209万6千円増の2億3,074万7千円を計上しました。

3目訪問看護収益では、月平均3人の利用を見込み、対前年比72万円減の54万円を計上しました。

313ページをお開きください。

4目その他医業収益では、対前年比587万円増の5,105万円を見込みました。これは、4節その他において医療の確保に対する特別交付金を見込んだことによるものです。

2項、1目受取利息配当金につきましては、前年同額を見込んだところでは、

2目他会計負担金につきましては、前年同額の2億8,000万円を計上しました。内訳として、企業債利子に対する負担金として1,236万3千円、救急医療の確保に要する負担金として5,058万円、医師及び看護師等研究研修に対する負担金として199万6千円、公立病院改革プランに要する負担金として3万円、不採算地区病院の運営に要する負担金として2億1,503万1千円を見込みました。

3目患者外給食収入として、実績見込みから対前年同額の52万円を見込みました。

4目その他医業外収益につきましても、前年同額の327万8千円を実績見込みから計上したところでは、

なお、病院事業収益9億3,647万7千円、病院事業費用が9億7,425万9千円となり収入が不足となっておりますが、現金での支出を伴わない減価償却費3,815万5千円の範囲内であり、収入では当年度純損失3,778万2千円、支出で収支差額3,778万2千円として計上しました。

次に資本的収支の説明をさせていただきますので、321ページをお

開き願います。

まず、支出からご説明させていただきます。

1款、1項、1目有形固定資産購入費では、対前年比2,622万7千円減の1,207万7千円を見込みました。これは、個人用多用途透析装置外4点の機器を購入するもので、まず、個人用多用途透析装置につきましては、現在10台ございますが、当初導入した機器が4台で耐用年数である6年を経過し10年がたつことから、うち2台を平成23年度に更新しております。残り2台を平成24年度に更新するものです。

2点目は、輸液ポンプで、現在病棟で2台稼働しておりますが、必要とする患者が増えており、不足を来しており新たに2台購入するものです。

3点目は、電動シーラで、医療機材を滅菌する際専用の袋詰めをするもので、現在使用のものは20年を経過して度々故障が起きており、主要部品もないことから更新するものです。

4点目は、デジタルホルタ記録器で、現在1台、稼働していますが検査件数が増え、検査に支障を来しているため新たに1台購入するものです。

5点目は、蛋白質分析装置で、特に循環器救急の早期診断補助ツールとして役立つもので、時間外救急患者対応にも医師が自らから検査が出来有用なため新規購入するものです。

2項、1目企業債償還金につきましては、対前年比87万9千円増の5,026万4千円を計上するものです。

これらに係わる収入ですが、1款、1項、1目一般会計出資金で対前年比1,244万1千円減の4,493万7千円を見込みました。

1節企業債元金償還金出資金では4,021万1千円、2節医療機器購入事業出資金では、472万6千円を一般会計からの出資金として見込んだところです。

2項、1目、1節国保会計繰入金は262万5千円を見込みました。

なお、支出に対して不足する額1,477万9千円につきましては、過年度・当年度損益勘定留保資金を充当するものです。

予算に伴う給与費明細書につきましては、306ページから311ページにかけて記載しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

質 疑
秋 間
委 員 長
細 井 委 員

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、歳入歳出全般を通じて行いたいと思います。意見ありませんか。5番、細井委員。

お忙しい勤務の間、診察の間に当委員会に大川院長が出席いただきましたので、せっかくの機会ですので、院長にお伺いをいたしたいと思います。

本年度、24年度から常勤医が5名体制となることによりまして、病院運営の5名体制に伴う今年度からの病院運営について院長にお伺い

秋 間 委 員 長	をいたしたいと思います。 院長。
大川国保 病 院 長	来年度から内科医が1人新たに着任することになりまして、安達名誉院長を含めて5人となりますけれども、ただ安達名誉院長みずからやはり年齢のこともあり、業務が大幅に縮小するという形で、来年は5人体制という中でもということになりますので、安達先生にどちらかといいますと外来と、それから保健業務及びいろいろ足りないところをサポートしていただくという形でやっていきたいと考えております。
秋 間 委 員 長 細井委員	5番、細井委員。 今定例会の行政報告の中にもございましたけれども、訪問医療についても町長も少しお考えのようですけれども、院長先生は訪問医療についてはいかがお考えでしょうか。
秋 間 委 員 長 大川国保 病 院 長	院長。 これは、以前から5人体制になれば訪問診療、それをやっていきたいというふうに考えておりますので、実は訪問診療は訪問看護の延長上にあるものというふうに考えているのですけれども、現状においては訪問看護が非常に少なくなってきていると、今3名しか行っていないということなので、ただそれだと訪問診療につなげれないので、私の考えでは本当に需要がないのかどうかということで患者さんの希望をもう一度とるという形で、希望があれば積極的に訪問診療を開始したいと思います。また、余り積極的な需要がないとしましても、高齢者が多いので、遠隔地、市街地から遠いところにお住まいの方を中心に訪問診療の要請がないかどうか、こちらから積極的に開拓して何とか訪問診療を始めたいというふうに考えております。
秋 間 委 員 長 大西委員	11番、大西委員。 せっかく伊藤総師長が見えていますので、今の院長のあれで訪問看護は今病棟でもやっていますけれども、これからの体制、いろんな5人体制になっていくと、看護師が今の現在どういう状態になっているのか、これで足りるのかどうかについてお聞きします。
秋 間 委 員 長 伊 藤 総 看 護 師 長	総看護師長。 総看護師長の伊藤からお答えいたします。 現在の看護師の件ですが、看護師34名中出産予定者及び3歳未満児の看護師が現在6名おります。平成22年度に改正された育児・介護休業法の19条にて、午後10時から午前5時までの夜間の業務を強制する

ことはできないというような法律ができております。本人の申し出があれば、それはできるのですけれども、小学校就学前までは夜勤を免除しなければならないということがあります。実際に夜勤できる看護師数の確保に大変苦慮しております。今年に入ってから新聞広告を掲載したり、あとナースバンクだとかハローワークの登録などを行っております。4月、5月には1名ずつの採用の予定が現在決まっております。また、今年3月で定年退職する看護師も1名おりますが、その方にまたお願いして臨時で働いてもらうことをお願いしております。あと、今年夏にかけて2名の産休休暇者を控えております。このような看護師の現状です。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

決して潤沢に看護師がいるというわけでないみたいですので、町として支援できるとすれば、看護師の学校に行く修学援助だとか、そういうのでPRしながら、土幌町内の子供たち、町外でもいいですけども、看護師学校行って奨学金もらって土幌に戻ってきてもらうというようなことしかなかなかできないと思うのですが、産休で休むやつはどうにもならないし、そういうやつをカバーするというと大変なことで病院だけには任せられないので、行政としてもぜひそのようなバックアップしてあげてやっていただきたいなと思いますので、町長、答弁お願いします。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

ご案内のとおり、医師もあわせて看護師がなかなか確保できないという状況なのでありますけれども、奨学金については7年前から拡大をしたのでありますけれども、いずれにしてももう一つは十勝管内でOBの皆さんが参画できないかどうかということも含めて町として看護師確保のために、また病院と連携しながら取り組みをしていきたいと思っております。

秋 間
委員 長
清水委員

8番、清水委員。

院長先生忙しい中せっかくお見えでございますので、病院の今後の運営をどのように考えているかということでちょっとお伺いしたいのですが、医師が5名体制になったということで、それぞれ先生の思いもあると思うのですが、実は過日の話なのですが、2月の25日に鹿追町で第8回の地域医療公開シンポジウムというのが開かれまして、そのとき私も2回目なのですが、出席してお話をお伺いしました。そのときに先生がシンポジストとしてお話をいただいたということで、いろいろ先生の病院運営についての思いを語っていただきました。それは、こういうもので私たちもそれぞれお聞きをしていたのですが、そうい

うことについて町民がほとんど知らない、先生がどんなに頑張っているのか、そしてどういう思いで病院経営をしようとしているのかということについて、やはり町民にPRしないとこれはいけない、と、頑張っているのに、先生だけではなくて、町民がもっと理解して土幌の病院に信頼を寄せて病院に来ていただくと、先生はいろいろ外来、血管外来だとかそういうことをやられている、それに対してさまざまな研修もされているのですが、そういうことももっと多くの町民に知らせる必要があるのではないかというふうに感じたのです。そのところをちょっともう一つ先生にお伺いしたいと思うのですが。

秋 間
委員 長
大川国保
病 院 長

院長。

院長、大川からお答えします。

2月に鹿追町で地域医療のシンポジウムあったのですけれども、病院の取り組みということでお話させていただきましたけれども、土幌町に福祉村という立派な構想がありますので、そのやっぱり中核となるべき病院がもっとやっぱり町民の中に出ていって福祉、医療のために活動をしなればいけないというふうに感じております。そういうことで、今清水委員からお話ありましたように、我々もちょっと反省しまして、もっと積極的に来年度は私を初めほかの先生方にも多くの町民の中に入って医学講演をいろいろして福祉、医療のために啓蒙してなるだけ多くの方にやはり定期的に病院に来ていただいて、町民の健康のために寄与したいというふう考えております。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

清水委員も行って、私はちょっと用事があって行けなかったのですが、院長の考え方を今冊子でもらっていろいろ読ませてもらいました。その中に目新しいものとして、院長が今後取り組みたいという事業の中で土幌町マイレージ運動というのがありますけれども、これはどういうものを院長は考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

秋 間
委員 長
大川国保
病 院 長

院長。

院長の大川からお答えします。

実は、福祉村の中で私はやはり健康で長寿で寝たきりにならない健康な長寿の地域にしたいというふう考えておりますけれども、最近ある週刊誌で見たのですけれども、昨年度の日本の中における長寿地域のベストテン及びワーストテンが発表されたのですけれども、意外なことにベストテンの中に東京都が5カ所入ってしまっていて、あと1カ所が横浜、あと1カ所が川崎、だから首都圏で、7カ所が都会だったのです。残りの3カ所が僕の記憶では長野県とかありまして、ワースト地域は僕の出身の青森県が非常に多かったのですけれども、それを

見ますとやはり環境、風土の環境もありますけれども、やはり医療環境に恵まれているところが非常に長寿地域ということで、それは経済的な問題もありますけれども、そういう意味で私の希望としましてはなるだけ多くの、特に50歳以上の町民の方、なるだけうちの病院に定期的に来て、少なくともドックは年1回受けてほしいと、そういうことで受けない人は積極的に行政側からどうしたのですかということで細かな指導して、場合によっては町からの補助金もしていただいて、なるだけ多くの方に病院に来ていただいて必要最小限の検査をしていただきたいというふうに考えております。

それから、マイレージ運動ですけれども、やはり今メタボ外来、メタボリックシンドロームが非常に言われていますけれども、それは生活習慣病とも関係しまして、やはり日ごろの生活習慣が非常に大きな問題点でありまして、そのために日常的にまず歩くということが非常に健康の基本的なものだと思います。それで、私が考えます土幌町マイレージ運動というのは、なるだけ多くの方に歩いていただいて、それをだれだれさんは年間何十キロ、何百キロ歩いたということ町としてそれを検証してやって、歩くということで町民全体のモチベーションを上げて町の一つの運動にしたいなということで、それを何とか行政の力で町民にそういう運動を広げていって、単に歩くということだけではなくて、例えば全国の中でも土幌町は土幌町マイレージ運動を全町民がやっていて、それを町が行政的に非常に関与していると、これはおもしろいことやっているなというぐらいのおもしろい形でやってほしいというふうに実は考えていまして、それで先日も保健福祉課の皆さんにそういうことで協力をお願いしたいと思っていますので、それに積極的に議員さんも力をかしていただきたいなというふうに考えております。

秋 間
委 員 長
大西委員

11番、大西委員。

マイレージ運動なのですが、まさに今町内でここ10年ぐらいよくこれだけ皆さん散歩するなというぐらい朝夕に散歩しています。それで、衛生費でしたか、ウォーキングなんかの何ぼか講師呼んで講習する、それから教育委員会では町民スポーツを奨励していますし、歩くほうもスポーツと同じですから、それとあわせて今教育執行方針の中でも老人クラブに子供たちの登下校の安全を確保してほしいと、見守ってほしいというような考え方もあるし、言ってみれば、今院長が言われるように、どこどこまで何キロ、きょう1日何キロ回ったよと自己申告になるのかどうするのか、それを積み重ねていった後は町がそれなりに表彰したりなんかしていけばいいので、喜んでまた進んでいくのだと思いますけれども、そのためにはやっぱり保健福祉課もこういう予算をとってウォーキング講師を呼んでやるということであれば、

全部教育委員会もタイアップできると思うのです。散歩コースを子供たちの登校の場所とリンクさせて、そこを何キロ歩いて何ぼだよとマイレージにするとかということもできると思うのです。これ、町長、せつかく院長が町民の体のことを思っていること考えてくれている、なかなか院長一人でそれやれやれと、やってほしいといってもなかなかできぬなと思うのです。町長部局も教育委員会部局もそれに合ったような政策をしようとしているわけですから、町長がリーダーシップとして早急にこれをどうしたらいいのかと形にしていかないと、そんな難しい話ではないでしょう、これ。金かかるものでもないし、ぜひ町長、院長の気持ちを酌んでやっていただきたいなと思うのですが、町長どうですか。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

それぞれ一般会計の民生費の中でもお話ししたとおり、今大西委員からありましたように、すこやかロードなんかも設置をしながら健康づくり運動の中で少し歩くということに取り組んでいきたいと思いませんし、教育委員会の一人一スポーツも絡めてなのでありますけれども、それには先ほど来出ている大川院長からのマイレージ運動もあるのでありますけれども、今これらをぜひ健康づくりということと結びつけるように保健福祉課、病院、教育委員会の担当課で何とかうまく事業が展開できるように検討するように指示をしていますので、何とか新年度からこの取り組みを推進をしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

秋 間
委員 長
大西委員

11番、大西委員。

補正予算の中、新しい医者が来るので、住宅を買うということで土地取得費ということで850万円出ていましたけれども、これ住宅入っていないのかと聞いたら、住宅はもう耐用年数過ぎてから土地代だけなのだと、850万円なのだと、それで修繕費があるのかなと思ったら、修繕費も入っていない。聞いてみると、医師が来て、奥さんも来て見たら、それで結構ですよというような話をしたということでありましてけれども、やはり住環境がきちっとしていないと、先生方が病院に勤めたいといいつつも家族の方がここではちょっとねといってどこかへ行くよというと、大川先生もやっぱり奥さんに行かれたらそれはということになるのだと思うのです。それで、名前出して、池田先生なんかのところも窓が寒くて、今年の冬は子供もいるし、小さいしということでホームックからビニールを買ってきて自分で窓に張ったと、医師住宅で自分でビニール張っている住宅なんてそんなに北海道でもないだろうかと、それは池田先生来るときもいろいろ議員の中には公営住宅はどうするのだと、公営住宅と医師住宅と一緒にするよう

な議員もいるようですけれども、そんな話ではないですから、これは。家族の方が安心してここに住めなければ絶対先生が定住してくれない、先生が定住することが町民が安心してその病院にかかれる、患者がふえていくということだと思ふのです。ですから、今度の新しい先生にしても、ぜひ内装でも多少かえてあげないと、耐用年数過ぎたような住宅でいいよと今は言っているかもしれぬけれども、行く行くはやっぱり、だから新しい先生だけでなく、今5人体制になると、では5人の先生方一回住宅の総点検をしていただいて、住環境を整えてあげたらどうかと思うのですが、町長どうですか。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

今度徳永先生にも当然私ども住宅、古い住宅ですから直すつもりでいろいろ協議したのですけれども、先生このままでいいし、家具も古いのを使ってもいいということなのですけれども、当然そのとおり入っていただくのですけれども、入っている中で不都合が出れば、当然直していききたいと思いますし、今いろいろお話あったことも私も直接はまだ聞いていないのですが、いずれにしてもちょっと先生方にも聞かせていただいて、点検をして直すものについては直していききたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

そのほかございませぬか。

(な し)

秋 間
委員 長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

秋 間
委員 長

討論なしと認め、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋 間
委員 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

秋 間
委員 長

それでは、暫時休憩いたします。

暫時休憩

秋 間
委員 長

休憩を解き再開いたします。

ここで4時5分まで休憩いたします。

午後 3時47分 休憩

午後 4時02分 再開

説明

秋間
委員長

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。
平成24年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

大森保健
福祉課長

理事者の説明を求めます。保健福祉課長。
保健福祉課長 大森より説明いたします。
第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、10億4620万8千円と定める
ものです。歳出から説明いたしますので、133ページをお開き願いま
す。

1款、1項、1目一般管理費は、対前年度当初比47万円減の2,257万9
千円で、2節給与費から4節共済費の職員給与関係費は、16千円減の1,
642万1千円、13節委託料は、対前年度費43万9千円減の524万8千円で、
主に共同電算処理委託料の減額となっています。

特定財源の内訳は、道特別調整交付金73万1千円他、記載のとおり
見込んでいるところです。

2目連合会負担金は、対前年度当初比36万7千円増の67万9千円、国
保連合会負担金増額によるものです。

特定財源内訳は、一般会計からの繰入金を同額見込むものです。

134ページに移りまして、2項、1目賦課徴収費は前年度同額の45万5
千円となっています。

特定財源の内訳ですが、記載のとおり、一般会計からの保険税督促
手数料と事務費繰入金他を記載のとおり見込んでいるところです。

2目納税奨励費は、納税表彰の廃止により、廃目となっています。

3項、1目運営協議会費は、対前年度当初比3千円減の29万4千円とな
っております。

特定財源につきましても、事務費繰入金を同額見込んでいるところ
です。

135ページに移りまして、4項、1目趣旨普及費につきましても、前
年度同額の4万3千円、特定財源は、事務費繰入金を同額見込んでいま
す。

2款、1項、1目一般被保険者療養給付費は、対前年度当初比1千万円
減の5億7000万円を計上、特定財源としまして、記載のとおり、それ
ぞれルールに基づき算定したところです。

なお、国民健康保険事業の費用負担については、予算説明資料の15
ページに負担割合を掲載しておりますので、参照願います。

2目退職被保険者等療養給付費は、前年度同額の2500万円を計上、
特定財源として、療養給付費交付金1799万2千円ほか記載のとおり見
込むものです。

136ページに移りまして、3目一般被保険者療養費は、前年度同額の
427万5千円を計上、特定財源として、療養給付費負担金として95万3

千円、ほか記載のとおり見込むものです。

4目退職被保険者等療養費も、前年度同額の20万円を計上、特定財源として、療養給付費等交付金として、14万4千円を見込むものです。

5目審査支払手数料は、前年度同額の198万8千円を見込んでいます。

2項、1目一般被保険者高額療養費は、前年度同額の5636万円を計上、特定財源として、療養給付費負担金1249万2千円ほか、記載のとおり見込むものです。

2目退職被保険者等高額療養費につきましても、前年度同額の200万円を計上、特定財源としまして、療養給付等交付金143万9千円見込むものです。

137ページに移りまして、3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましても、前年度同額の30万円を計上、特定財源につきましても記載のとおり見込むものです。

4目、退職被保険者高額介護合算療養費につきましても前年度同額の10万円を計上、特定財源につきましても記載のとおり見込むものです。

3項、1目出産育児一時金も前年度同額の1470万円を計上、これは42万円の35人分を見込んでいます。

特定財源は、一般会計から出産育児一時金繰入金を980万円を見込むものです。

4項、1目葬祭費につきましても、前年度同額の60万円を計上しました。

138ページに移りまして、5項、1目一般被保険者移送費、2目退職被保険者等移送費については、科目存置です。

3款、1項、1目後期高齢者支援金は、対前年度当初比942万8千円増の1億3583万1千円を計上、これは、道の通知に基づいて計上したものです。

特定財源としまして、後期高齢者支援金負担金として4346万5千円ほか記載のとおり見込むものです。

2目後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度同額の17千円を道の通知に基づき計上しました。支援金取り扱いに対する事務費拠出金として、支出するものです。

特定財源として、同額を事務費繰入金として見込むものです。

139ページに移りまして、4款、1項、1目前期高齢者納付金は、対前年度当初比5万5千円減の30万円を道通知に基づき計上、保険者間調整の町国保分納付金として支出するものです。

2目前期高齢者関係事務費拠出金は、前年度同額の1万6千円を道通知に基づき計上、特定財源として、同額を事務費繰入金として見込むものです。

5款、1項、1目老人保健医療費拠出金は、前年度同額の1千円で、精

算のための科目存置です。

2目老人保健事務費拠出金ですが、前年度同額の1万円で、事務処理費として負担することとなっております。

6款、1項、1目介護納付金は、対前年度当初比369万円増の6118万1千円を計上し、特定財源の内訳は、介護納付金負担金を含め、ルールに基づき記載のとおり見込んだところでは、

140ページに移りまして、7款、1項、1目高額医療費拠出金につきましては、国保連合会の通知により、対前年度当初比29万6千円減の2606万円を計上し、特定財源として、国及び道の高額医療費共同事業負担金として、それぞれ拠出金の1/4を記載のとおり見込んでいます。

2目高額医療費共同事業費拠出金は、科目存置です。

3目その他共同事業拠出金は、前年度同額の222万3千円を計上し、特定財源としては、高額医療共同事業交付金67万7千円ほか記載のとおり見込んでおります。

4目保険財政共同安定化事業拠出金は、国保連合会通知により、対前年度当初比322万6千円減の1億924万1千円を計上、特定財源として、保険財政共同安定化事業交付金8193万円を見込んだところでは、

141ページに移りまして、5目保険財政共同安定化事業事務費拠出金は、科目増置です。

8款、1項、1目特定健康診査等事業費は、対前年度当初比58万8千円増の837万6千円を計上しました。

主に13節委託料で、41万1千円増の750万9千円を計上し、特定健診実施にかかる医療機関等への委託として、950人を見込んでおります。

特定財源としまして、特定健康診査等負担金として、国・道それぞれ162万7千円を見込むものです。

2項、1目保険事業費は、前年度同額の97万5千円を計上、特定財源として、道特別調整交付金60万円を見込むものです。

142ページに移りまして、9款、1項、1目基金積立金は、対前年度比12千円減の9万3千円で、国民健康保険準備基金積立金の利子を見込んだところでは、

特定財源として、積立金利子93千円で全額充当するものです。

10款、1項、1目一般被保険者保険税還付金255千円、2目退職被保険者等保険税還付金5万円についても、前年度同額を見込んだところでは、

3目償還金は、科目存置です。

特定財源についても、記載のとおりそれぞれ見込むものです。

11款、1項、1目予備費につきましても、前年同額の200万円を計上したところでは、

次に、歳入についてご説明いたします。

128ページをお開き願います。

		<p>1款、1項、1目一般被保険者国民健康保険税につきまして、対前年度当初比3,129万5千円増の3億4,671万4千円を計上しております。</p> <p>2目退職被保険者等国民健康保険税につきまして、対前年度当初比168万7千円増の749万6千円を計上しております。</p> <p>国保税につきましては、前年度より増額の予算を計上しております。</p> <p>所得が確定しだい、試算をし、場合によっては、税率についてのご協議をさせていただきたいと考えております。</p> <p>130ページをお開き願います。</p> <p>5款、1項、1目前期高齢者交付金は、支払基金の通知に基づき、対前年度比2,688万1千円減の8,343万3千円を計上しました。これは、前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整する仕組みによるものです。</p> <p>131ページに移りまして、9款、1項、1目一般会計繰入金の6節、国民健康保険事業繰入金は対前年度比1,840万8千円増の1億円を計上しました。これは、主に収支を補う財源調整のためのものです。</p> <p>2項、1目、保険給付費支払い準備基金繰入金につきましては、対前年度比3,000万円減の2,000万円を見込んでおります。</p> <p>他の歳入につきましては、特定財源で説明したため省略させていただきます。</p> <p>なお、給与費明細につきましては、144ページから150ページにかけて掲載してありますので、ご参照ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質 疑	秋 間 委 員 長	<p>説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、歳入歳出全般を通じて行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>討論なしと認め、これより採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>それでは、平成24年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。</p>
説 明	大森保健	<p>理事者の説明を求めます。保健福祉課長。</p> <p>保健福祉課長 大森より説明いたします。</p>

福祉課長 平成24年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれを、9,648万9千円と定めるものであります。歳出からご説明いたします。158ページをお開き願います。

1款、1項、1目一般管理費は、対前年度比11万6千円増の937万2千円を計上、これは、主に2節給与費から4節共済費までの職員給与関係費の増によるものです。

特定財源としまして、事務費繰入金25万9千円、職員給与費繰入金として911万3千円を見込むものです。

なお、費用負担の構成については、予算説明資料の16ページに記載されておりますので、ご参照願います。

2項、1目徴収費につきましては、前年度同額の4万9千円を計上し、特定財源につきましても、督促手数料、事務費繰入金を、記載のとおり見込むものです。

159ページに移りまして、2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比1,138万4千円増の8,501万8千円を計上しました。これは、広域連合の事務費負担金及び保険料等負担金を見込んだところですが。

特定財源として、事務費繰入金として、事務費負担金の同額と、保険基盤安定繰入金を記載のとおり見込むものです。

3款、1項、1目保険料還付金及び2目還付加算金は、前年度と同額の3万5千円及び1万5千円を見込んだところですが。

4款、1項、1目予備費は、前年度と同額の200万円を見込んだところですが。

歳入についてご説明いたしますので、156ページをお開き願います。

1款、1項、1目特別徴収保険料は、対前年度比312万円増の3,891万円を見込んでおります。

2目普通徴収保険料は、対前年度比381万9千円増の2,110万9千円を見込んだところですが。

3款、1項、1目一般会計繰入金は、対前年度比456万1千円増の3,646万3千円を見込んでいます。

3節後期高齢者医療事業繰入金204万4千円は、主に収支を補う財源調整のためのものです。

4款、1項、2目過料と、2項、1目雑入は、科目存置です。

他の歳入につきましては、歳出の特定財源で説明したため、省略させていただきます。

なお、給与費明細につきましては、160ページから165ページに掲載してありますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

質疑 秋 間 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、歳入歳出全般を
委員 長 通じて行います。ございませんか。8番、清水委員。

	清水委員	<p>ちょっと確認をさせていただきます。後期高齢者医療の保険料が広域連合で改定することが決まっていますが、それは今回のこの予算案の中には含まれておりますか。</p>
	秋間委員長	<p>保健福祉課長。</p>
	大森保健福祉課長	<p>含まれておりません。</p>
	秋間委員長	<p>そのほかございますか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	秋間委員長	<p>質疑を終結し、討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
	秋間委員長	<p>討論なしと認め、これより採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
説 明	秋間委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>平成24年度土幌町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。理事者の説明を求めます。保健福祉課長。</p>
	大森保健福祉課長	<p>保健福祉課長 大森より説明いたします。</p> <p>平成24年度土幌町介護保険事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億786万6千円と定めるものであります。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、177ページをお開き願います。</p> <p>1款、1項、1目一般管理費は、対前年度当初比231万4千円増の2,651万8千円で、主な理由は、2節給料から4節共済費の職員給与関係の増額です。</p> <p>特定財源につきましては、職員給与費等繰入金2,630万5千円、ほか記載のとおり見込んでいます。</p> <p>2項、1目、賦課徴収費は、前年度と同額の4万1千円を計上しました。</p> <p>特定財源につきましては、記載のとおり同額を、見込んだところで。</p> <p>178ページに移りまして、3項、1目趣旨普及費は、対前年度比57千円減の10万円を計上、特定財源として、事務費繰入金をみこんだところで。</p> <p>2款、1項、1目居宅介護サービス給付費は対前年度比1,000万円増の1億1千万円を計上、これは、給付見込みから計上したものです。</p> <p>特定財源につきましては、現年度介護給付費負担金2,200万円ほか、</p>

それぞれルールに基づき見込んだところです。

なお、介護保険に係る財政構成につきましては、予算説明資料の17ページをご参照ください。

2目特例居宅介護サービス給付費は、科目存置です。

3目地域密着型介護サービス給付費につきましては、前年度比2,961万円増の7,561万円で、グループホーム入居者の給付実績より計上したものです。

特定財源につきましては、現年度分介護給付費負担金1,512万2千円ほか、それぞれルールに基づき記載のとおり見込んだところです。

4目特例地域密着型介護サービス給付費につきましては、科目存置です。

179ページに移りまして、5目施設介護サービス給付費は、対前年度比2,100万円増の2億7,900万円を給付決算見込みより計上しました。

特定財源は、現年度分介護給付費負担金4,185万円ほか、記載のとおりルールに基づき見込んだところです。

6目特例施設介護サービス給付費につきましては、科目存置です。

7目居宅介護福祉用具購入費につきましては、給付の決算見込みより、前年度と同額の85万円を見込んでいるところです。

特定財源につきましては、記載のとおりとなっています。

8目居宅介護住宅改修費につきましては、給付の決算見込から前年度同額の129万円を計上しました。

特定財源につきましても、記載のとおりです。

180ページに移りまして、9目居宅介護サービス計画給付費は、対前年度比100万円増の、1,800万円を給付の決算見込から計上し、特定財源については、記載のとおり見込んだところです。

10目、特例居宅介護サービス計画給付費は科目存置です。

2項、1目介護予防サービス給付費は、給付の決算見込より、前年度比300万円減の1,700万円を計上し、特定財源は、現年度分介護給付費負担金340万円ほか、ルールに基づき記載のとおり見込むものです。

2目、特例介護予防サービス給付費は、科目存置です。

181ページに移りまして、3目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、対前年度比300万円増の400万円を計上し、特定財源につきましては、記載のとおり、見込んだものです。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費は科目存置です。

5目介護予防福祉用具購入費は、給付の決算見込から前年度と同額の60万円を見込んだところです。

特定財源につきましても、記載のとおり見込んだところです。

182ページに移りまして、6目介護予防住宅改修費につきましても、給付の決算見込から前年度同額の70万円を計上しました。特定財源につきましても、記載のとおり見込んだところです。

7目介護予防サービス計画給付費は、給付の決算見込から前年度比20万円減の300万円を計上し、特定財源につきましても、記載のとおり見込んだところです。

8目特例介護予防サービス計画給付費は科目存置です。

183ページに移りまして、3項、1目審査支払手数料につきましても、給付の決算見込から前年度同額の46万7千円を計上し、特定財源につきましても、それぞれルールに基づき記載のとおり見込んだところです。

4項、1目高額介護サービス費は、給付の推移から、対前年度比170万円増の1,170万円を計上し、特定財源につきましても記載のとおり見込んだところです。

184ページに移りまして、2目高額介護予防サービス費につきましては、給付の決算見込みから、前年度同額の2万円を計上し、特定財源につきまして、それぞれ記載のとおり見込んだところです。

5項、1目高額医療合算介護サービス費につきましては、給付の決算見込みから前年度同額の300万円を見込んだところです。

特定財源につきましても、それぞれルールに基づき記載のとおり見込んだところです。

2目高額医療合算介護予防サービス費につきましては、給付の決算見込から、前年度同額の2万円を計上、特定財源につきまして、ルールに基づき記載のとおり、見込んだところです。

185ページに移りまして、6項、1目特定入所者介護サービス費につきまして 給付の決算見込みから、対前年度比300万円増の4,200万円を見込んだところです。

特定財源につきましても、それぞれルールに基づき、記載のとおり見込んだところです。

2目特例特定入所者介護サービス費につきましては科目存置です。

3目特定入所者介護予防サービス費につきましては、給付の決算見込みから、同額の30万円を見込みました。

特定財源につきましては、それぞれルールに基づき、記載のとおり、見込んだところです。

4目特例特定入所者介護予防サービス費については科目存置です。

186ページに移りまして、3款、1項、1目介護予防事業費は、対前年度比12万4千円減の597万9千円を計上しました。

13節委託料の生活機能検査委託料の減額及び、14節使用料及び賃借料の減額によるものです。

特定財源の内訳として、地域支援事業交付金149万5千円他、それぞれルールに基づき記載のとおり見込んだところです。

2目包括的支援事業・任意事業費は、対前年度費3万1千円減の558万6千円を計上しました。主に12節役務費の郵便料の減額によるもので

		<p>す。</p> <p>特定財源の内訳として、地域支援事業交付金223万5千円ほか、それぞれルールに基づき記載のとおり、見込んだところです。</p> <p>187ページに移りまして、4款、1項、1目介護給付費準備基金積立金は、1万7千円減の5万9千円を計上、2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金は、23年で終了ということで廃目としています。</p> <p>これに係る特定財源は、基金の利子を充当するものです。</p> <p>188ページに移りまして、5款、1項、1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、前年度同額の13千円を見込んでいます。</p> <p>2目償還金につきましては、前年度同額の3千円を見込んでおり、特定財源として、前年度繰越金を充当するものです。</p> <p>3目第1号被保険者還付加算金につきましては、科目存置です。</p> <p>6款、1項、1目予備費につきましては、前年度同様200万円を計上しました。</p> <p>歳入についてご説明いたしますので、173ページをお開き願います。</p> <p>1款、1項、1目第1号被保険者保険料は、対前年度比1,388万8千円増の9,322万7千円を見込んでおります。第5期介護保険料の増によるものです。</p> <p>175ページに移りまして、7款、2項、1目介護給付費準備基金繰入金は、対前年度当初比95万1千円減の505万2千円を見込みました。</p> <p>これは、主に財源調整のためのものです。</p> <p>8款、1項、1目繰越金は、前年度同額の200万3千円を見込みました。</p> <p>これも財源調整のためのものです。</p> <p>給与費の明細については、189ページから195ページにかけて掲載しておりますので、参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、歳入歳出全般を通じて行います。ございませんか。8番、清水委員。</p> <p>歳入のほうからお伺いいたします。173ページ、ただいま説明をいただきましたけれども、1号被保険者9,322万7,000円、1,388万8,000円の増ですが、これは先日の条例改正による保険料値上げを含んだものですね。</p> <p>保健福祉課長。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>8番、清水委員。</p> <p>ちょっとお伺いしたいと思うのですが、条例改正のときにも申し上げました。この保険料が引き上がるということについては、さまざま</p>
質疑	秋間 委員長 清水委員	
	秋間 委員長 大森保健 福祉課長 秋間 委員長 清水委員	

な要因がありますし、本町の場合はそれぞれ施設をまた増設するという
ことで、そういう要因もあって引き上がるということについては理
解はするわけですが、しかしこの先日もりました介護保険事業計画、
この中でも出てくるのですが、実際に高齢者の人たちが保険料が上
がると、保険料を高いというふうに感じている人が非常に多いとい
うことが出ています。ここの数字を見ても、60%近い高齢者の方が、一般
高齢者、保険料が高いというふうアンケートで答えています。どの
ように町はそれに対してこたえようとしているのか、そこのところの
姿勢を伺いたいというふうな思っています。そういう努力もしたけれ
ども、こうなると、基準保険料でいえば800円の引き上げになるわけ
ですから、そういう努力をしたというところがあるのであれば、それ
は示していただきたいと思えます。

秋 間
委 員 長

暫時休憩いたします。

暫時休憩

秋 間
委 員 長
大森保健
福祉課長

それでは、休憩を解き再開いたします。

保健福祉課長。

保健福祉課長、大森より説明いたします。

今年度、24年から26年の3年間の介護保険事業の中でふえたもの
というのが、全体的なサービス給付費も私が押さえている21年度から23
年度の伸びを見ましても、通所介護とか短期入所とかすべて20%以上、
多いもので40%ぐらい給付が伸びております。また、小規模多機能が
24年4月から開設いたします。それによっても介護保険料は在宅サー
ビスよりは高くなりますので、そこでアップがあります。また、その
ために介護保険料が高くなりますので、その分を抑えるために財政安
定化基金を道から来ているものを入れたり、また今回介護給付費準備
基金を3,300万円のうち2,130万円ほどを入れ込みまして、そこも何
とか保険料を安くするために努力いたしたところではあります。それと、もう
一つ、低所得者の方への配慮といたしまして、介護保険料の段階を新
しく新設しまして少しでも負担を少なくするように努力したところで
ございます。

以上です。

秋 間
委 員 長
清水委員

8番、清水委員。

そういう努力をされているということなのです。それは、この間も
言いましたけれども、それは繰り返しません、時間がありませんから。
実際にこういう状況の中で基準保険料で800円引き上げるといのは、
もう相当な負担になるわけですから、そのところ、では今後のこと、
3年間これはこのまんまでいきますが、このまんまでいっても高齢化

が進んでいくという状況を見れば、介護保険料のさらなる引き上げというのは避けられないということが起こると思うのです。そういう状況の中でいかにして介護保険料の増嵩を抑えていくかということからいけば、やはり健康で元気で暮らしていただくということが基本だと思うのです。先ほどの病院会計のところでも先生がマイレージ運動ということも提案したいということをおっしゃっていましたから、そういう形でとにかく町民の皆さんに歩いて健康を維持してもらうということからいくと、そういう点では私も繰り返しますけれども、これは、やはり高齢者の人たちがただ歩くというのはおもしろくない、だけれどもパークゴルフでもやれば結構歩くよということになると、そういう点でも高齢者の健康を維持してもらうという点でいえば、清流パークゴルフ場の利用料は無料にするという構えもやっぱりここでも私は指摘しておきたいというふうに思うのですが、そういうことでぜひ町長のそういう努力のところを見せていただきたいと思うのですが、どうですか。

秋 間
委員 長
小林町長

町長。

今回の設定に当たっては、先ほど保健福祉課長からお答えをしたとおりでありますけれども、アンケートの中でも私どもちょっと拝見して、1つは3年前は保険料を安くしてくれと、だけれども施設サービスは充実してくれということ、これは成り立たない話なのですけれども、今回のアンケートを見ますと、保険料を清水委員言われているように下げてくれというのはあるのですけれども、もう一方では施設だけでなくやっぱり在宅を充実してくれということからすると、被保険者の皆さんも少し理解が深まってきたということ、それから在宅に対する志向が強くなってきたということでもありますけれども、今後いずれにしても一般会計の中でお話したのですけれども、1つは介護予防、今運動も含めて介護予防を徹底して行うということとあわせて、やはり在宅にシフトしながら在宅の条件を整えるということでもありますけれども、もう一つ、パークゴルフの無料化の話はまた別問題なので、検討はさせていただきますけれども、直接、ですからパークゴルフ場を無料にするということではないのでありますけれども、ただ介護予防としては充実するというところで取り組みさせていただきたいと思えます。

秋 間
委員 長

そのほかございますか。

(な し)

秋 間
委員 長
清水委員

ないようですので、質疑を終結し、討論を行います。8番、清水委員。

ただいま審議されております介護保険事業特別会計予算案に対して

反対討論を行います。

本会計予算は、歳入の介護保険料を9,322万7,000円として組み立てられています。この介護保険料については先日の議会における条例改定によって定められました。基準保険料が4,000円から4,800円に20%もの引き上げとなるもので、反対したものであります。質疑でも明らかかなように、第5期介護保険事業計画策定に当たっての一般高齢者アンケートでは、介護保険料の負担感について、高いと感じている人が33.7%、やや高いが25.6%と合わせて59.3%の高齢者が高いと答えています。このような実態にあって、行政が保険料上昇を抑制するための工夫と努力を評価しても、十分とは言い得ないものであります。今後3年間の中では消費税の増税も予想され、各種社会保障費の削減による負担増が見込まれ、一方では高齢者にとって唯一の収入源とも言える年金の引き下げも行われる状況の中で介護保険料の負担増は高齢者に冷や水を浴びせる仕打ちとなるものであります。

したがって、介護保険料の引き上げを前提として組まれた平成24年度介護保険事業特別会計予算については、これは私は反対の立場で臨むものであります。本予算審議における場でも反対であります。

委員各位の賛同をお願いして、反対討論を終わります。

秋 間
委 員 長
服部委員

7番、服部委員。

ただいま議題となっております平成24年度土幌町介護保険事業特別会計予算につきまして、清水委員の反対討論に対し賛成の立場で討論を行います。

3月14日に土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案が賛成多数で可決され、介護保険料が改定されることとなり、ただいま理事者からの予算説明を受けました歳出の1款の総務費から6款予備費までの各種事業計画及び歳入の1款保険料から9款諸収入までの第1号被保険者保険料、その他交付金、繰入金等については第5期介護保険事業計画に基づき適正な運用が予想されております。介護保険制度の趣旨は、介護の必要な方を皆で支える皆保険であり、特に被保険者の高齢化率が上昇し、介護サービス受給者が増加することが予想されております。高齢者の介護、福祉を担う社会保険制度としての介護保険制度は、高齢者の生活を支える制度となっており、高齢者が公平を基本に各種の介護サービスが受けられるものと判断するものであります。

よって、平成24年度土幌町介護保険事業特別会計予算は適切であると理解し、賛成するものであります。

以上、委員各位のご理解と賛同をいただきますようお願いを申し上げます。賛成討論といたします。

秋 間
委 員 長

そのほかございますか。

		(な し)
	秋 間 委 員 長	これをもって討論を終結します。 これより起立により採決します。 本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。
		(賛成者起立)
	秋 間 委 員 長	起立多数であります。 したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 ここで暫時休憩いたします。
		午後 4時42分 休憩 午後 4時49分 再開
説 明	秋 間 委 員 長	それでは、休憩を解き再開いたします。 平成24年度土幌町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。
	波 多 野 特 老 施 設 長	理事者の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。 特別養護老人ホーム施設長、波多野から説明いたします。 予算書196ページをお開きください。 平成24年度土幌町介護サービス事業特別会計、第1条歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,388万4千円と定めるものであります。歳出からご説明いたしますので202ページをお開き願います。 1款、1項、1目施設介護サービス事業費は、5億2,388万4千円で、前年度比1,234万4千円増となっております。 各節に係ります予算につきましては、2節から4節まで職員給与費では、415万円減の2億1,441万5千円で、主な理由として職員の退職によるものです。 7節賃金では、臨時職員での退職者補充などによる前年度対比615万9千円増の1億7,269万1千円を計上しております。 次に、8節報償費につきましては、年4回と随時開催を含めた入所判定会議委員の謝礼に1万8千円を新たに計上し、9節旅費は、特養施設長資格研修等の受講により、前年度対比6万円増の63万4千円を計上し、10節交際費は、前年度と同額の10万円を、11節需用費につきましては、前年度対比209万1千円増の7,533万8千円を計上しており、増額の主な要因は、燃料費単価の上昇となっております。 203ページに移りまして、12節役務費では、平成19年の温泉法一部改正に伴い、10年毎の温泉成分分析検査の義務付け、及び公用車の車検によるもので、前年度対比22万8千円増の158万8千円を計上しております。13節委託料では、施設管理業務委託料の値上げ及び、3年毎

の地下タンク検査によるもので、41万3千円増の2,716万4千円を計上しております。

204ページに移りまして、14節使用料及び賃借料では、前年度同額の1,026万8千円を、18節備品購入費は、入所者の介護の重度化が進み、普通浴槽に入れない方の増加により、寝た状態で入れる特殊浴槽の購入費による前年度対比741万円増の1,072万3千円を計上しております。

19節負担金補助及び交付金は、施設長資格研修等の受講負担金により、前年度対比77千円増の1,050万7千円を、また、22節補償補填及び賠償金は前年度同額、27節公課費は、2年毎の公用車車検に伴う2台分の重量税にかかる3万8千円を計上しております。

202ページに戻りまして、特定財源の内訳としまして、入居者預金管理事務手数料など併せて、1,227万3千円を計上しております。

次に歳入予算についてご説明申しあげますので、200ページをお開き願います。

1款サービス費収入は、23年11月末日での入所者の構成割合で、24年度からの介護報酬改定(△0.5%)を見込み歳入額を積算しております。

1項、1目介護給付費収入では、長期・短期入所者介護報酬分で、前年度対比179万6千円減の3億5,890万5千円を、2項、1目自己負担金収入で前年度対比81万7千円減の7,350万4千円を見込んでおります。

2款、1項、1目事務手数料では、前年度実績による前年度対比4千円減の115万円を、また、3款、1項、1目一般会計繰入金ですが、特殊浴槽の備品整備に当てます施設整備繰入金1,072万3千円と併せて収支のバランスを図るため前年度対比2,218万8千円増の8,761万2千円を計上しております。

201ページに移りまして、4款、1項、1目繰越金は前年度同額の200万円を、5款、1項、1目雑入につきましては、前年度対比2万7千円減の71万3千円を計上しております。

なお、介護職員処遇改善交付金につきましては、平成24年度から27年度の3年間は、介護職員処遇改善加算金として、介護給付費に加算されたことにより廃目と致します。

給与費の明細については、205ページから210ページにかけて掲載しておりますので参照願います。

以上で説明を終わります。

質疑

秋間
委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、歳入歳出全般を通じて行います。ございませんか。

(なし)

秋間
委員長

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(なし)

秋間

討論なしと認め、これより採決します。

	委員長	<p>本案は、原案のとおり可決べきものと決することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
	秋間委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>平成24年度土幌町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。理事者の説明を求めます。建設課長。</p>
説明	土生建設課長	<p>建設課長 土生からご土幌町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>211ページをお開き願います。(説明資料18ページ)</p> <p>平成24年度土幌町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものです。第1条歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億3,534万5千円と定めるところによるものです。</p> <p>第2条地方債は起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還方法は、「第2表地方債」によるものです。</p> <p>本年度予算を対前年度当初予算と比較しますと額で5,829万8千円の減額、率にしますと対前年度14.8%の減で、主な減額要因は、水道事業償還負担金の減額によるものです。</p> <p>最初に歳出からご説明申し上げますので219ページをお開き下さい。</p> <p>1款水道経営費、1項水道経営費、1目一般管理費は、水道の経営等に関わる諸費用で、本年度計上額、5,289万2千円で対前年度319万7千円の減となっています。</p> <p>この目では、現在稼働しています上下水道料金システムが平成16年度に導入以来本年で8年を経過しシステムエラーが発生しても対応がとれなくなったため、システム及びハードの更新を実施するため、13節委託料でデータ作成委託料326万円と14節使用料及び賃借料で152万8千円(6ヶ月)の費用を計上しております。</p> <p>次に、主な減額の要因につきましては、昨年度当初予算時点から1名減の職員の配置となったことにより、2節給料から4節共済費までの人件費で832万1千円、220ページの27節公課費では実績によりまして消費税が330万円の減額計上となっております。</p> <p>また、増額となった節は、7節賃金372万7千円で職員1名減を準職員で対応することによるものです。</p> <p>これ以外の各節の計上につきましてはほぼ前年度並みで計上しているところですので。</p> <p>220ページをご覧ください。</p> <p>次に、2目水道管理費では、水道施設の維持管理等に関わる費用で、</p>

本年度計上額5,495万2千円で対前年度65万3千円の増となっております。

主な増額要因は、13節委託料で漏水調査費が37万8千円、18節備品購入費の水道メーター器購入費で17万9千円の増額、これ以外の増は12節役務費と27節公課費で公用車両の車検費用として約8万円の増額計上となっております。これ以外はほぼ前年度並みとなっております。

次に、221ページをご覧ください。

2款水道事業費、1項水道施設費、1目水道施設費は、各種施設の移設工事と土幌簡水の改修工事にかかります配水池の設備工事と管路の敷設工事を計画しております。

本年度計上額1億9,951万2千円で対前年度5,731万5千円の減額となっております。

主な減額要因は、19節負担金補助及び交付金で水道事業償還負担金が5,969万円の減額なったことによるものです。

主な各節での計上は15節工事請負費で配水池に関連します工事と、管路約1.25km程度を敷設する計画であります。

また、井戸は、現在1井であり運用時には2井必要なことから、新たに1井120m程度のボーリングを実施するものです。

また、各種道路事業に関わります移設工事につきましては道道1路線と町道3路線の移設を予定しております。

特定財源につきましては、水道管移設工事負担金20,600千円、一般会計からの繰入金6,284万3千円、水道事業債8,000万円を計上しております。

次に、3款公債費、1項公債費、1目元金は、事業債の元金償還分1,829万3千円を計上しています。

特定財源につきましては、朝陽地区水道事業債償還負担金383万9千円と一般会計からの繰入金722万7千円を計上しています。

2目利子は、事業債の利子償還分959万6千円を計上しています。

特定財源につきましては、朝陽地区水道事業債償還負担金101万円と一般会計からの繰入金429万3円を計上しています。

次に、222ページに移りまして、4款予備費、1項予備費、1目予備費は、昨年度同様の10万円を計上しています。

次に、歳入についてご説明申し上げますが、先ほど歳出の特定財源のところでも説明した以外の歳入についてご説明申し上げます。

217ページをお開き願います。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料は、前年度同額の1億5,350万円を計上しています。

2項手数料、1目水道手数料は3万1千円を計上しています。

218ページをご覧ください。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度同様200万円を計上し

		<p>ています。</p> <p>5款諸収入、1項延滞金、1目延滞金と2項雑入1目雑入は、科目存置でそれぞれ1千円を計上しています。</p> <p>次に、214ページをご覧ください。</p> <p>第2表地方債では土幌地区簡易水道事業の実施に伴い、簡易水道事業債8,000万円を借り入れるもので、限度額、利率、償還方法につきましてここに記載の通りです。</p> <p>次に、223ページから228ページは職員3名分の給与費明細書でありますのでご参照願います。</p> <p>229ページは地方債残高等の見込みに関する調書でここに記載のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質 疑	秋 間 委 員 長	<p>説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、歳入歳出全般を通じて行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>討論なしと認め、これより採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>平成24年度土幌町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。</p> <p>理事者の説明を求めます。建設課長。</p>
説 明	土 生 建 設 課 長	<p>建設課長 土生から土幌町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>230ページをお開き願います。</p> <p>平成24年度土幌町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものです。</p> <p>第1条歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億3,671万9千円と定めるもので、対前年度当初予算と比較しますと額で379万7千円減額、率にしますと対前年度2.7%減となります。</p> <p>主な減額要因は、農業集落排水施設の中土幌終末処理場の施設改修費にかかる道補助金の減額と各施設の日常の管理運営に伴う費用の減</p>

によるものです。

最初に歳出からご説明申し上げますので、237ページをお開き下さい。

1款下水道経営費、1項下水道経営費、1目一般管理費は、下水道の経営等に関わる諸費用で、本年度計上額は、1,183万2千円で対前年度19万2千円の微増となっています。

人件費にかかる節合わせまして19万2千円の増でこれ以外の節は前年度同様の額を計上しています。

次に、2目下水道管理費は、下水道施設の維持管理等に係わる費用で、本年度計上額6,064万8千円で対前年度136万5千円の減額計上となっています。

主な減額要因は、13節委託料で128万2千円減の3,680万5千円を計上したところで、これは電気計装設備点検が今年度は点検と同時にを行う更新部品箇所が少ないことから1,203千円の減額計上となったものです。

これ以外の節の減額では、11節需用費の修繕料で41万8千円と238ページに移りまして、18節備品購入費で14万5千円の減額となりました。増額となった節では、15節工事請負費で前処理棟の塗装工事を実施するために49万4千円の増額となりました。

237ページに戻りまして、特定財源ですが、下水道施設移設工事負担金1千円、この他一般会計からの繰入金2,180万6千円を計上しています。

238ページに戻りまして、3目集落排水管理費は、中土幌地区の農業集落排水施設の全般にわたって経費で、本年度計上額800万1千円で対前年度比213万8千円の減となってところです。

主な減額要因は、239ページの25節積立金で199万6千円減の77万2千円の計上となったものです。本年度が補助金交付の最終年度で全体補助金額の残額が交付されるため減額となったものです。

これ以外の節ではほぼ前同様の額を計上しています。

238ページに戻りまして特定財源につきましては、農業集落排水事業償還基金造成費補助金77万2千円を計上しています。

次に、239ページの2款公債費、1項公債費、1目元金は、事業債の元金償還分4,354万3千円を計上しています。

特定財源につきましては、ここに記載のとおり、基金利子収入2千円と各種繰入金併せまして4,354万1千円を計上しています。

2目利子は、事業債の利子償還分1,259万5千円を計上しています。

特定財源につきましては、一般会計からの繰入金同額を計上しています。

次に、3款予備費、1項予備費、1目予備費は、10万円を計上しています。

		<p>次に、歳入についてご説明申し上げますが、先ほど歳出の特定財源のところの説明した以外の歳入についてご説明申し上げます。</p> <p>235ページをお開き願います。</p> <p>2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料は、4,740万円の対前年度同額で計上しています。</p> <p>2目集落排水使用料は、860万円でこちらも対前年度同額で計上しています。</p> <p>次に、236ページをご覧ください。</p> <p>6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、前年度繰越金として前年度同様200万円を計上しています。</p> <p>7款諸収入、1項延滞金、1目延滞金と2項雑入、1目雑入は科目存置でそれぞれ1千円を計上しています。</p> <p>次に、240ページから245ページは職員1名分の給与費明細書でありますのでご参照願います。</p> <p>246ページは地方債残高等の見込みに関する調書でここに記載のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	秋間委員長	<p>説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、歳入歳出全般を通じて行います。ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	秋間委員長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	秋間委員長	<p>討論なしと認め、これより採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	秋間委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p>
説明	堀江産業振興課長	<p>平成24年度士幌町農業共済事業特別会計予算を議題といたします。理事者の説明を求めます。産業振興課長。</p> <p>産業振興課長 堀江から平成24年度士幌町農業共済事業特別会計予算について説明します。</p> <p>第1条の各勘定ごとの歳入歳出の総額は、農作物共済勘定は1億5,889万5千円、家畜共済勘定は6億9,495万6千円、畑作物共済勘定は2億7,621万3千円、業務勘定は1億4,518万3千円と定めるものでございます。</p> <p>第2条の債務負担行為については、業務勘定の第2表債務負担行為によるものであります。</p> <p>それでは、農作物、家畜、畑作物の3共済勘定につきましては予算</p>

説明資料で説明させていただきますので、予算説明資料の20ページをお開き願います。

まず、農作物共済勘定でございますが、平成25年産引受計画を所定の計算式により算出したのがこの表であります。

左のA欄、基準生産金額ですが、計算の基礎となるものであります。平均基準生産金額1アール当たりの単価に引受予定面積を乗じたもので16億5,076万円となり、これに90パーセントを乗じたものが最大補償限度額となり、C欄の共済金額は、14億8,568万4千円となります。D欄の共済掛金ですが、C欄共済金額に基準共済掛金率6.850%を乗じたものでございます。

共済掛金に国庫負担割合52.8%を乗じたものがE欄で国の持ち分となり、残りがF欄の加入者が負担する掛金となります。

この計画表は平成25年産ですので、平成24年産秋まき分の共済掛金、翌年度保険料、翌年度共済金が予算に反映されており、加入者に支払う共済金、国及び連合会から受け取る保険金につきましては19ページの平成24年産引受計画表に基づいております。

平成25年産につきましては、作付動向等に未確定な部分もあり、面積は平成24年産と同一の引受面積、単位当たりの基準生産金額を使用して算出しております。

これらの数値をもとに、それぞれ予算書に計上しております。

次に、予算説明資料の21ページをお開き願います。

家畜共済勘定でございますが、家畜共済の引受計画に基づき、この表において算出しております。

上の表が包括加入、下の左側の表が個別加入となっております。

それぞれの計算式に基づき算出し集計したもので、下の右側の表は包括加入と個別加入の合計の表であります。

合計の表のB欄の総頭数で6万3,336頭、家畜の共済目的毎に頭数に1頭当たりの平均共済金額を掛けたものがD欄の共済金額で85億7,625万6千円、共済掛金は家畜の共済目的毎に掛金率が定められており、共済金額に率を乗じたものが共済掛金となり、国が50%、加入者が50%負担することになります。

共済掛金の合計のI欄ですが、5億9,997万6千円となり、加入者負担は共済掛金から国庫負担50%を差し引いた額、L欄の2億9,998万8千円となります。

連合会に納入する保険料はJ欄の保険料からK欄の国庫負担額を差し引いたものでM欄の7,856万4千円となり、町に残る甲の手持掛金額はN欄の9,461万6千円、乙ではO欄の1億2,680万8千円となります。

これらの数値をもとに、それぞれ予算書に計上しております。

次に、予算説明資料の22ページをお開き願います。

畑作物共済勘定でございますが、畑作5品目、露地野菜2品目につい

て、引受計画に基づいて算出したものであります。

作物ごとに引受面積に基準単収を乗じたのが基準収穫量となりそれぞれの作物ごとの引受割合を乗じ、さらに基準単価を乗じて共済金額を決定しております。

A欄の引受面積は合計で6,233ヘクタールで、F欄の共済金額の合計は47億6,539万円となります。

J欄の共済掛金の合計は1億9,592万円で、そのうち国が55%、残りがL欄の加入者負担分で8,816万4千円とし、連合会に納める保険料はN欄の4,898万円、町に残る手持掛金はO欄の3,918万4千円になるところでございます。

以上の引き受け計画にばれいしょとたまねぎの平成24年産仮払金を加え予算書に計上しております。

次に、予算書の282ページをお開き願います。

業務勘定の歳出について説明いたします。

1款、1項、1目一般管理費ですが、前年度比876万1千円増の1億305万円であります。その主な要因は、4節、7節の臨時職員の賃金と保険料、13節に新たに気象観測システム整備委託料等を計上したことによるものでございます。

そのほかの節につきましては前年度とほぼ同様ですので、説明を省略させていただきます。

特定財源としまして、一般会計からの共済会計職員給与費負担金など573万6千円を計上したところでございます。

283ページの2款、1項、1目損害評価費ですが、ほぼ前年並みの141万2千円を計上したところでございます。

284ページの2款、2項、1目損害防止費ですが、13節家畜特定損害防止事業委託料につきましては、連合会負担金が減額となることから、前年度比30万円減の1,320万円、14節防除機等賃借料は7台分の前年度比182万9千円増の643万円を計上し、その他の節は、前年度と同額であります。

3款、1項、1目支払事務費賦課金、285ページの2目支払防災賦課金ですが、記載のとおり連合会に支払う賦課金でございます。

4款諸支出金につきましては、それぞれ科目存置であります。

5款予備費につきましては、前年度と同額50万円を計上したところでございます。

次に、歳入について説明しますので、279ページをお開き願います。

一般財源のみ説明いたします。

1款、1項、1目事務費賦課金ですが、これは先に議案第22号で可決いただきました単価によりまして加入者から徴収するもので、6,073万円を計上したものであります。

280ページをお開きください。

		<p>4款、1項、1目利子及び配当金については、113万9千円を計上しておりますが利率の改正により前年度より減額となっているところでございます。</p> <p>5款、1項、1目一般会計繰入金は、交付税措置される事務費分で、5,300万円を計上しております。</p> <p>6款諸収入の各目についても、ここに記載のとおりであります。</p> <p>281ページの7款繰越金については、前年度繰越金291万8千円を計上し、収支のバランスをとったところでございます。</p> <p>次に、276ページをお開き願います。</p> <p>第2表債務負担行為ですが、平成24年度に防除機1台を賃借する予定でありますので、平成25年から29年までの債務について720万円の債務負担行為を設定するものでございます。</p> <p>286ページ以降の給与費明細書などにつきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質 疑	秋 間 委 員 長	<p>説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑は、歳入歳出全般を通じて行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>討論なしと認め、これより採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
	秋 間 委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上をもって本会議から付託された議案第26号から第34号までの各会計予算審査を終了いたしました。</p> <p>予算審査に当たっては、委員各位、町理事者並びに職員の皆さんの協力に感謝を申し上げ、これにて予算審査特別委員会を閉会します。</p> <p>(午後 5時21分)</p>

